

日本公共政策学会
2012 年度研究大会
大会案内・レジュメ集

2012 年 6 月 16 日（土）～17 日（日）
会 場：立命館大学朱雀キャンパス
開催校：立命館大学

6月、京都での研究大会への期待——合計30セッションへの誘い

2012年度日本公共政策学会企画委員長 上山信一

今年度の研究大会は、6月16～17日（土、日）に立命館大学朱雀キャンパスで開催されます。全体の共通テーマは「政権交代と公共政策」です。09年の政権交代がわが国の政治・経済・社会にどのような影響を与えたのか、そこで展開された国と自治体の政策がどういう成果と課題をもたらしたのか考えます。

政権交代から約2年半。政府の最大の試練は大震災と原発事故への対処でした。また外交では普天間、尖閣、TPPの三大課題に、内政では消費増税や大都市制度の見直し等の難題に直面しました。そのほか政治主導による改革として事業仕分けや次官会議の廃止なども断行されました。

政権交代後の国政は依然、不安定です。安倍政権以降に始まる「毎年、首相が交代」という現象は解消できず、メディアによる「もうすぐ解散・総選挙か」という憶測報道も絶えません。そんな中、地域政党への関心が高まっています。

「2009年の政権交代の意義は何だったのか」「今後の政権交代はいかにあるべきか」。素朴かつ本質的なこの2つの問いへの答えをそろそろ準備しなければなりません。きちんとした評価と検証の時期としては、あまりにも尚早です。しかし答えを考える材料はかなり集まっているのではないのでしょうか。

なお政権交代の評価というところから民主党的統治能力や政策の是非の議論に終始しがちです。しかし政権交代の成否は交代プロセスの良し悪しにもかかっています。すなわち総選挙や代表選（総裁選）、閣僚の選抜・訓練のプロセス、政党のガバナンスやマニフェストと政策・予算の関係も問い直すべきでしょう。

大会テーマの「政権交代と公共政策」はこれからの「ポスト政権交代」時代を考えるきっかけとすべく設定しました。

2日間の中身を紹介します。共通セッションには「大都市制度」「震災復興」「財政と民主主義」の3つを設定しました。またテーマセッションには実行委員会と相談のうえ「公共事業」「政策規範」「地方自治」「住宅政策」の4つを設定しました。一般公募セッションでは報告10件、パネル報告3件、若手報告セッションでは報告が10件あります。

それでは皆様、初夏の京都にて多数の会員とお会いできるのを心待ちにしております。

日本公共政策学会 2012 年度研究大会プログラム

共通テーマ：政権交代と公共政策

開催場所：立命館大学朱雀キャンパス

第1日目 6月16日(土)

9:30-11:30 共通テーマ(Ⅰ)「震災復興政策—中間総括と今後の課題」

コーディネータ：宇佐美誠(東京工業大学)

基調講演：御厨貴(放送大学)

パネリスト：御厨貴、松原聡(東洋大学)、中川雅之(日本大学)、長坂俊成(防災科学技術研究所)

11:40-12:00 総会Ⅰ

12:00-13:00 昼休み(60分)、新理事会

13:00-15:00 共通テーマ(Ⅱ)「これからの大都市行政のあり方—制度と経営の視点から—」

コーディネータ：上山信一(慶應義塾大学)

パネリスト：浅田均(大阪府議会議長)、後房雄(名古屋大学)、新川達郎(同志社大学)

15:15-17:30 テーマセッション・自由公募セッション

テーマセッション(Ⅰ)「これからの公共事業—地域/自治体発のダム政策の見直し」

コーディネータ：上山信一(慶應義塾大学)

パネリスト：宮本博司(㈱樽徳商店代表、元国土交通省)、辻光浩(滋賀県庁)、戸田香(神戸大学)

テーマセッション(Ⅱ)「ウソと公共政策—なぜウソがまかり通るのか」

報告者：横田匡紀(東京理科大学)

「地球環境政策と規範競合」

玉井雅隆(立命館大学)

「選挙監視とウソ—OSCEにおける選挙監視メカニズムの成立とその受容過程」

討論者：依田博(京都文教大学)、小幡範雄(立命館大学)

司会：西出崇(立命館大学)

自由公募セッション（Ⅰ）「ガバナンス時代の政策実施」

報告者：新井利民（埼玉県立大学）

「障害福祉政策実施過程における協議装置の役割」

荒見玲子（東京大学社会科学研究所）

「保険者の介護保険審査会への関与の在り方と審査会の運営に関する研究」

伊藤修一郎（学習院大学）

「屋外広告物条例に係る実施組織、職員意識及び市民の関与は違いを生むか」

討論者：砂原庸介（大阪市立大学）

司 会：岡本哲和（関西大学）

自由公募セッション（Ⅱ）「行政制度」

報告者：吉田茂（法政大学）

「立法過程と縦割り行政—平成 17 年独占禁止法改正をめぐって—」

増山幹高（政策研究大学院大学）・竹田香織（政策研究大学院大学）

「情報公開制度はどのように利用されているのか？」

上田誠（同志社大学）

「再生可能エネルギーの普及と中央地方関係」

司 会：大山耕輔（慶應義塾大学）

自由公募セッション（Ⅲ）「公共政策と情報」

報告者：黒澤之（中央大学）

「災害ハザード情報に関わる公共政策的課題と情報の有効活用方策」

保井俊之（慶應義塾大学）・猪股俊喜（慶應義塾大学）・鈴木重央（慶應義塾大学）

原田貴史（慶應義塾大学）

「規制監督の強度並びに規制の設定-執行関係の線形回帰モデルによる定量化:

金融庁発足以来の金融行政を事例として」

榎並利博（富士通総研）

「地域経済を活性化させるための有効な IT 活用に関する研究」

司 会：市川宏雄（明治大学）

18:00-18:30 総会Ⅱ

19:00-20:30 懇親会（於 Tawawa、朱雀キャンパス 7 階。会費：4000 円）

第2日目 6月17日(日)

9:30-11:30 若手報告セッション

若手報告セッション (I) 「公共政策とそのダイナミズム」

報告者：田畑琢己 (法政大学)

「道路裁判における費用効果の分析の意義」

小野塚亮 (慶應義塾大学)・西田亮介 (立命館大学)

「ソーシャルメディアは政治家を雄弁にしたか

—Twitter を活用する国会議員の双方向性と伝播力の分析」

平松純一 (拓殖大学)

「プロパガンダと行政組織：

ディスコース実践による米国式プロパガンダ・米国情報庁(USIA)の社会的構築」

司 会：横須賀徹 (常磐大学)

若手報告セッション (II) 「都市計画・開発計画」

報告者：加納知行 (慶應義塾大学)

「都市計画ガバナンスにおける住民参加の態様

：都市計画提案にみる市町村マスタープランの実効性」

朱然 (京都大学)

「蜷川虎三の地域開発—長田野工業団地の事例」

秦正樹 (神戸大学)

「大阪維新の会への支持態度の一考察」

司 会：菅原琢 (東京大学)

若手報告セッション (III) 「中央行政メカニズム」

報告者：木下健 (同志社大学)

「過去 20 年間の衆参予算委員会における与野党対立構造の分析」

助川康(防衛省・オックスフォード大学)

「省庁間協力による横断的政策課題への対応」

稲澤宏行 (立命館大学)

「1950-1960 年代における日本の安全保障政策-武器輸出管理の事例から-」

司 会：松原聡 (東洋大学)

若手報告セッション (IV) 「政策と制度」

報告者：橋本圭多 (同志社大学)

「制度化する社会的責任—政策デザインにおける規格の種類とその適用—」

早瀬善彦 (京都大学)

「政策学における「問題」の発見と認識」

司 会：飯尾潤 (政策研究大学院大学)

11:30-13:00 昼休み (90 分)

13:00-15:00 テーマセッション・自由公募セッション

テーマセッション (Ⅲ)「パネル討論：良好な住宅ストックの形成・流通のための公共政策」

司 会：高村学人 (立命館大学)

パネリスト：塩崎 賢明(立命館大学・日本住宅会議)

「ストック形成の住宅政策 —日本の現状と課題」

安枝 英俊 (京都大学)

「マンション管理の市場評価のために —京都マンション管理評価機構の取組」

森川 宏剛 (公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター)

「京町家の保全・流通のための施策の展開」

テーマセッション (Ⅳ)「比較の中の地方自治」

報告者：玉井亮子 (山梨県立大学)

「フランスと日本の地方公務員制度—その運用と比較」

孫京美 (立命館大学)

「地方政府の政治変動と政策継続：

日本の官僚機構の施策実施における行動様式についての一考察」

稲垣浩 (國學院大學)

「戦後府県知事部局の組織編成：制度的環境と組織編成の「正当化」に着目して」

討論者：曾我謙悟 (神戸大学)

司 会：徳久恭子 (立命館大学)

自由公募セッション (Ⅳ)「パネル討論：ガバナンスの創造と public/private 概念の再構築」

コーディネータ：西田亮介(立命館大学)

パネリスト：生貝直人 (慶應義塾大学)、山口翔 (立命館大学)、松原真倫 (慶應義塾大学)、
菊地尚人 (慶應義塾大学)

自由公募セッション (Ⅴ)「現代の主権」

報告者：野口暢子 (長野県短期大学)

「長野県内の住民投票

—常設型住民投票条例の制定と公共事業を見直すための住民投票の背景と課題—」

蘇俊斌 (台湾中国文化大学)

「日中関係における天皇の役割」

司 会：伊藤恭彦 (名古屋市立大学)

自由公募セッション (VI) 「水資源問題」

報告者：遠藤崇浩 (大阪府立大学)

「「株井戸」の再考－現代の地下水管理政策への示唆－」

佐田美香 (東京大学)・浜崎宏則 (総合地球環境学研究所)・片山浩之 (東京大学)

「質的調査と量的調査の融合を用いた途上国における幼児の水利用実態と

水系感染症のリスク諸因子の定量的把握」

司 会：長峯純一 (関西学院大学)

自由公募セッション (VII) 「パネル討論：ガバナンス論の新展開－制度論とネットワーク論の交差」

報告者：山本啓 (山梨学院大学)

「制度論とネットワーク論の交差による新公共ガバナンスの展望」

風間規男 (同志社大)

「制度論と政策ネットワーク論」

堀雅晴 (立命館大)

「民主的ガバナンス・ネットワーク論のマルチ理論アプローチ」

討論者：今里佳奈子 (愛知大)

司 会：山本啓 (山梨学院大学)

15:15-17:30 共通テーマIII

「財政問題－民主主義と財政コントロール、福祉国家モデルは持続可能か－」

コーディネータ：松原聡(東洋大学)

パネリスト：飯尾潤 (政策研究大学院大学)、松井孝治 (参議院議員) 他

2012 年 6 月 1 6 日 (土)

日時	教室 (予定)	セッション分類	セッションタイトル・備考
9:30-11:30	大講義室	共通テーマ I	震災復興政策—中間総括と今後の課題
11:40-12:00	大講義室	総会 I	
12:00-13:00	B02、B03	理事会	
13:00-15:00	大講義室	共通テーマ II	これからの大都市行政のあり方 —制度と経営の視点から—
15:15-17:30	301	テーマセッション I	これからの公共事業 —地域/自治体発のダム政策の見直し
	308	テーマセッション II	ウソと公共政策—なぜウソがまかり通るのか
	303	自由公募セッション I	ガバナンス時代の政策実施
	307	自由公募セッション II	行政制度
	304	自由公募セッション III	公共政策と情報
18:00-18:30	大講義室	総会 II	
19:00-20:30	Tawawa	懇親会	朱雀キャンパス 7 階、会費 4000 円

2012 年 6 月 1 7 日 (日)

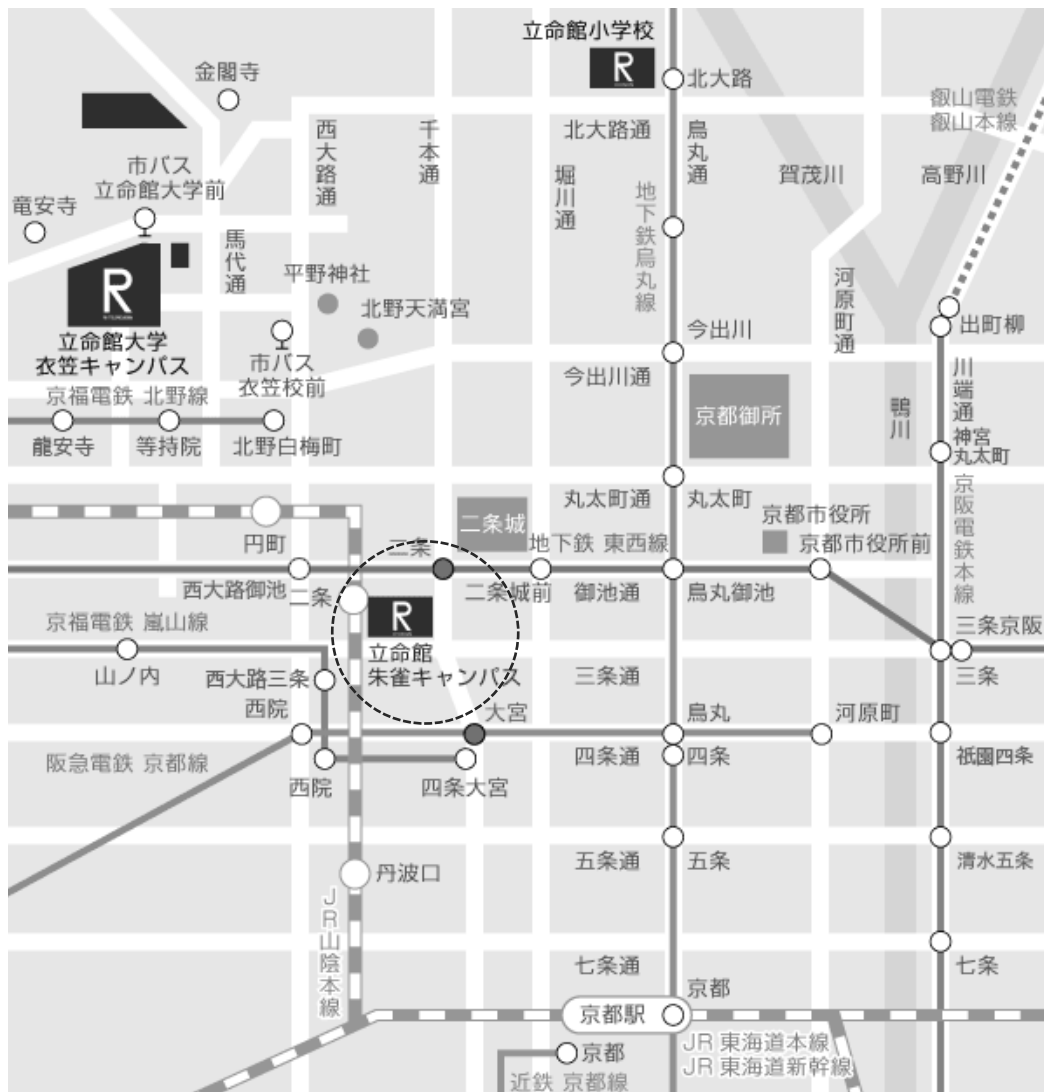
日時	教室 (予定)	セッション分類	セッションタイトル
9:30-11:30	303	若手報告セッション I	公共政策とそのダイナミズム
	304	若手報告セッション II	都市計画・開発計画
	301	若手報告セッション III	中央行政メカニズム
	307	若手報告セッション IV	政策と制度
11:45-12:45	B02、B03	理事会 (予定)	
13:00-15:00	308	テーマセッション III (パネル討論)	良好な住宅ストックの形成・流通のための公共政策
	301	テーマセッション IV	比較の中の地方自治
	307	自由公募セッション IV (パネル討論)	ガバナンスの創造と public/private 概念の再構築
	303	自由公募セッション V	現代の主権
	304	自由公募セッション VI	水資源問題
15:15-17:30	多目的室 1+2	自由公募セッション VII (パネル討論)	ガバナンス論の新展開 —制度論とネットワーク論の交差
	大講義室	共通テーマ III	財政問題—民主主義と財政コントロール、福祉国家 モデルは持続可能か—

事務局：313

会員休憩室：317

2012 年度研究大会 会場案内

会場：立命館大学 朱雀キャンパス（衣笠キャンパスではありません）。



*朱雀キャンパス（拡大図）



2012 年度研究大会 交通・宿泊案内



* 新幹線→地下鉄京都駅（烏丸線）へは、新幹線八条東改札口が近くです。乗換所要時間は約10分です。

* 新幹線→JR 嵯峨野（山陰）線ホームへは、新幹線中央乗換改札口が近くです。乗換所要時間は約10分です。

最寄駅・バス停のご案内

- ・ JR 西日本嵯峨野線（山陰本線）二条駅（快速・普通停車）

ICOCA の他、Suica、TOICA、SUGOCA、PiTaPa も使えます。PASMO、MANACA、Kitaca は使えません。

- ・ 阪急京都本線大宮駅（準急停車）

- ・ 京都市営地下鉄（東西線）二条駅

阪急電鉄・京都市営地下鉄・京福電鉄ともに PiTaPa、ICOCA のみ使えます。
Suica、PASMO、TOICA、SUGOCA、MANACA、Kitaca は使えません。

- ・ 京都市バス：千本三条・朱雀立命館前

京都駅から…206 号系統（京都水族館オープンに伴い、休日は大混雑することが予想されます）。

四条河原町・四条烏丸から…201 号系統、55 号系統、46 号系統

* 市バスでは PiTaPa、ICOCA を含めた全 IC カードの利用ができません。

料金は 220 円です。

- ・ 西日本 JR バス：千本三条・朱雀立命館前

スルッと Kansai カード、京都市バス一日乗車券等は使えません。料金は 220 円です。

宿泊のご案内（開催校では宿泊の斡旋をいたしません。ご注意ください。）

- ・ 修学旅行シーズンですので、市内ホテルなどは予約が取りにくい状況が予想されます。

その場合には、高槻（JR 京都駅まで新快速で 15 分）、茨木（同じく快速で 20 分）、

大阪（同じく新快速で 30 分）、大津（同じく新快速で 10 分）など近隣都市への宿泊もご検討ください。

JR 西日本 嵯峨野（山陰）線京都駅 時刻表（土・休日）

京都駅嵯峨野線ホームへは、新幹線ホームから乗換改札経由、約 10 分弱かかります。

（JR 京都線・琵琶湖線・奈良線・湖西線のホームとは、離れています）。

時	分					
5				園部 33		
6	園部 4		亀岡 24		福知山 38	亀岡 54
7	園部 7		亀岡 20	快・胡麻 34	園部 40	福知山 59
8		園部 10	亀岡 26		園部 43	
9	園部 0		亀岡 17		園部 38	亀岡 57
10 16		快・園部 7	亀岡 17		園部 37	亀岡 57
17		快・園部 9	園部 18	亀岡 32	快・福知山 39	園部 47
18	亀岡 0	快・園部 9	園部 18	亀岡 32	快・福知山 39	園部 49
19	亀岡 0	快・園部 9	園部 18	亀岡 32	快・園部 39	園部 47
20	亀岡 0	快・園部 9	園部 20		園部 40	
21	園部 0		園部 20			園部 45
22	園部 3		園部 27			園部 47
23		園部 7	園部 24			園部 44
0		園部 6				

備考：快＝快速（二条に停車します）、その他は普通。全列車、二条駅に停車。

特急「きのさき」「まいづる」「はしだて」は省略（別途特急料金必要）。

JR 西日本 嵯峨野（山陰）線 二条駅 時刻表（京都方面、土・休日）

全列車 京都行（特急は掲載しておりません。）

時	分						
5		21					56
6			27		44		
7	0	20	快 28	33	46	快 53	58
8	快 5	10	快 19	24	37	50	
9	3	17		快 32	38		57
10							
11		16			36	快 46	56
15							
16		16			35	快 46	56
17	8		23		38	快 47	58
18	8		23	快 33	38		59
19	9		23	快 33	38		54
20	8		24		39		59
21	19				37		56
22	19						52
23			24				54

備考：快＝快速（京都まで止まりません）、その他は普通。

特急「きのさき」「まいづる」「はしだて」は省略（別途特急料金必要）。

関連社局ウェブページ京都市交通局 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/index.html>時刻検索は <http://www.city.kyoto.jp/kotsu/busdia/bustime.htm>JR 西日本 <http://www.westjr.co.jp/>時刻検索は <http://www.jr-odekake.net/>阪急電鉄 <http://rail.hankyu.co.jp/>西日本 JR バス <http://www.nishinihonjrbus.co.jp/>時刻検索は http://www.nishinihonjrbus.co.jp/other_bus/takao-keihoku_information.html

* 駐車場はございません。また観光シーズンにつき、民間駐車場も満車状態が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

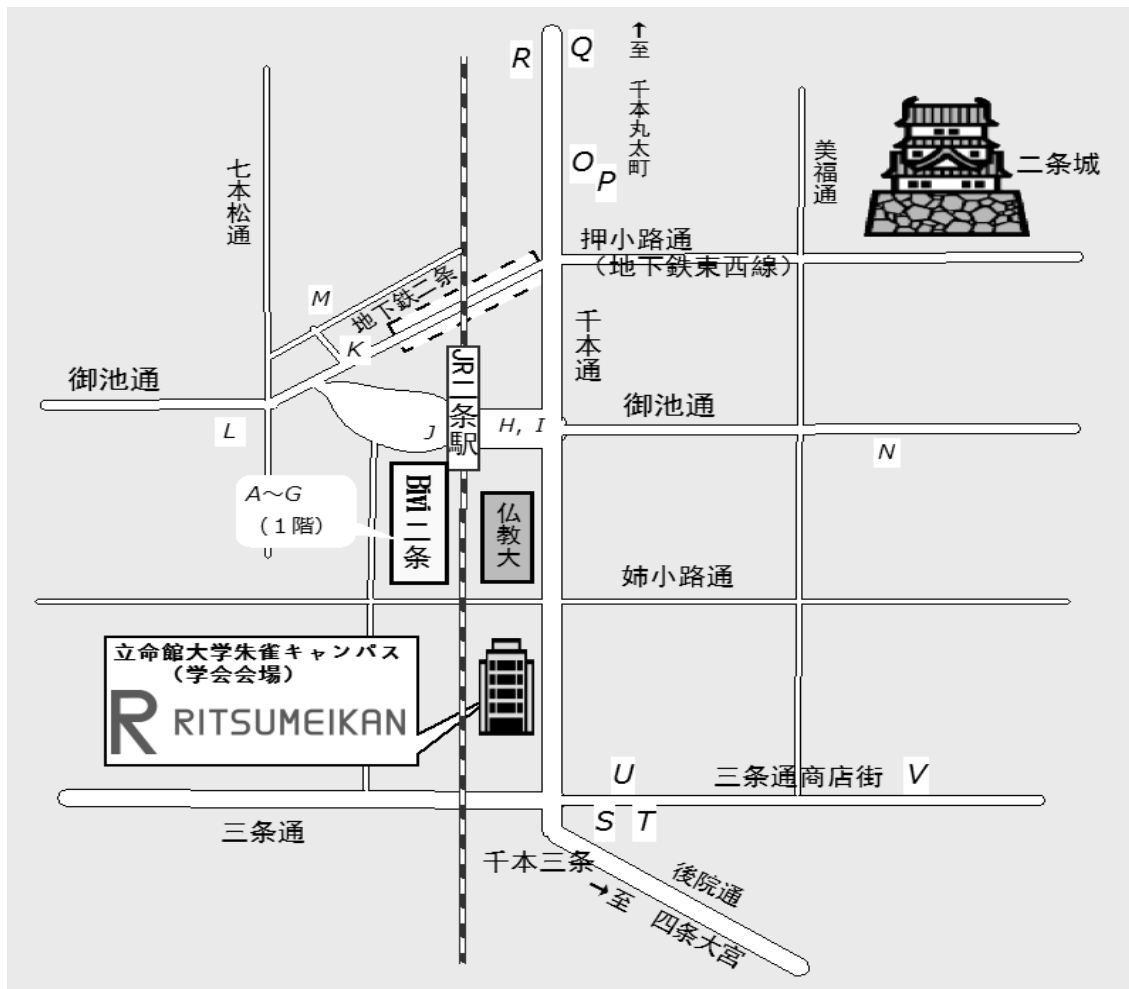
* 京都市バスを利用される場合、3 回以上の乗車では「市バス 1 日乗車券」（500 円）が便利です。（主要コンビニ、市バス車内でも発売しています）。

* 京都市交バス・地下鉄・阪急電鉄・京福電鉄では、「スルッと関西カード」も利用できます。

朱雀キャンパス近辺の昼食場所

(詳細は会員各自でお問い合わせください。開催校として弁当を用意いたしません。)

なお、下の店舗はあくまで一例であり、開催校となら提携しているわけではありません。)



店名	種類	場所
A カプリチオーザ	イタリアン	Bivi二条 1階
B 李朝園	韓国料理	Bivi二条 1階
C 半田屋	定食、食堂	Bivi二条 1階
D ケンタッキーフライドチキン	ファストフード	Bivi二条 1階
E SaSaLa	オムライス	Bivi二条 1階
F さんきゅう	寿司	Bivi二条 1階
G たかばし	ラーメン	Bivi二条 1階
H モスバーガー	ファストフード	JR二条駅、東口ロータリーの北側
I ごはん処 やよい軒	定食、丼など	JR二条駅、東口ロータリーの北側
J ちゃんぽん亭総本家	ちゃんぽん	JR二条駅の西口、南側
K なか卯	丼など	JR二条駅の西口ロータリーの北側
L 無添くら寿司	回転寿司	JR二条駅の西口ロータリーから少し西へ
M 大鵬	中華料理、丼ものなど	地下鉄二条駅出口そば
N おむら家	オムライス、夜は居酒屋	御池通を東へ
O 天下一品	ラーメン	千本通を北へ
P かれいほうす沙羅	カレーライス	千本通り、「天下一品」の東隣
Q 洋食屋プラムクリーク	日替わり定食など	千本通を北へ、東側
R オステリア・スパゲッテリア・メンヤ	生パスタ、イタリアン	千本通を北へ、西側
S ミートショップ・ヒロ	焼肉弁当、コロッケ	三条商店街入り口、南側
T Koto Café	カフェ、ランチ	三条商店街、南側
U 田舎亭 (日曜定休)	そば、うどん、カツ丼など	三条商店街、北側
V 海鮮料理あみたつ	寿司、海鮮料理、定食	三条商店街を東へ、北側

2012 年度 研究大会 レジュメ集

*報告者名等の表記に関しては、本学会の慣例に従って、原則として名前、所属に限定して記載しています。

*本レジュメ集に掲載されていないレジュメに関しては、当日、会場で配布されます。

共通テーマ（Ⅰ）

「震災復興政策—中間総括と今後の課題」

第1日目 6月16日（土）

9:30-11:30 共通テーマ（Ⅰ）

「震災復興政策—中間総括と今後の課題」

コーディネータ：宇佐美誠（東京工業大学）

基調講演：御厨貴（放送大学）

パネリスト：御厨貴（放送大学）
松原聡（東洋大学）
中川雅之（日本大学）
長坂俊成（防災科学技術研究所）

共通テーマ（Ⅱ）

「これからの大都市行政のあり方—制度と経営の視点から—」

13:00-15:00 共通テーマ（Ⅱ）

「これからの大都市行政のあり方—制度と経営の視点から—」

コーディネータ：上山信一（慶應義塾大学）

パネリスト：浅田均（大阪府議会議長）
後房雄（名古屋大学）
新川達郎（同志社大学）

テーマセッション（Ⅰ）

「これからの公共事業—地域／自治体発のダム政策の見直し」

15:15-17:30 テーマセッション（Ⅰ）

「これからの公共事業—地域／自治体発のダム政策の見直し」

コーディネータ：上山信一（慶應義塾大学）

パネリスト：宮本博司（株樽徳商店代表、元国土交通省）

辻光浩（滋賀県庁）

戸田香（神戸大学）

テーマセッション（Ⅱ）
「ウソと公共政策－なぜウソがまかり通るのか」

テーマセッション（Ⅱ）「ウソと公共政策－なぜウソがまかり通るのか」

報告者：横田匡紀（東京理科大学）
「地球環境政策と規範競合」

玉井雅隆（立命館大学）
「選挙監視とウソ－OSCE における選挙監視メカニズムの成立とその受容過程」

討論者：依田博（京都文教大学）
小幡範雄（立命館大学）

司 会：西出崇（立命館大学）

地球環境政策と規範競合

横田匡紀（東京理科大学）

1. 問題関心

本報告では地球環境政策における規範競合をとりあげることで、国連の会議で決められた様々な約束が虚言となる背景を考察する。また具体的事例としてポスト京都議定書の動向を中心とした気候変動政策に注目し、環境、経済、衡平といった規範の絡み合いを明らかにする。

2. 地球環境政策の特性

- ・ 規範の性質
環境、経済、衡平
- ・ 問題領域の性質
公共財としての地球環境問題
- ・ ソフトで分散化した枠組み

3. 規範競合の事例：気候変動政策

- ・ 気候変動問題と国際社会の対応
- ・ ポスト京都議定書の国際枠組み
ポスト京都議定書の背景
ポスト京都議定書の論点
COP15以降の展開

4. 規範競合による考察

- ・ 国際状況
先進国、新興国、途上国
- ・ 国内状況
政権交代、東日本大震災

5. 規範競合の展望

選挙監視とウソ

－OSCEにおける選挙監視メカニズムの成立とその受容過程－

玉井雅隆（立命館大学）

体制を問わず、選挙は統治者を被統治者が選出する、重要な手続きである。イギリスの国際政治学者ホルスティが指摘するように、国家の統治正当性に関しては垂直正当性、水平正当性が重要であり、その中でも垂直正当性確保のためにも、選挙は重要である。しかしながら非民主主義国家においては、選挙は統治者の正当性誇示の手段として用いられていた。それは旧ソ連や東欧諸国でも同一であった。

1989年の東欧革命以降、アメリカ・カナダや西側・東側陣営をはじめとする全欧州諸国が集まった安全保障会議であるCSCE(欧州安全保障協力会議)では、民主化した東側諸国への選挙の公正な運営を監視するために「自由選挙事務所 (Office for Free Election, OFE) を設立し、選挙監視にあたった。東側諸国の国政選挙が一巡した1992年には「民主制度・人権事務所 (Office for Democratic Institutions and Human Rights(ODIHR))」に改組され、より幅広い権限を有することとなった。

それまでも国連主導などの形で、国際選挙監視が行われることはあった。しかし、それは内戦後の政府再建などであり、そのような状況になかった中東欧諸国や旧ソ連諸国に、なぜ選挙監視団が派遣され、そして当該諸国はそれを受け入れたのであろうか。

本報告ではCSCE/OSCEにおける選挙監視に着目し、なぜそれを受け入れたのかという点を中心に検討を行いたいと思う。

1. はじめに
2. 欧州安全保障協力機構 (OSCE) 選挙監視メカニズム
 - 2-1. 監視メカニズム
 - 2-2. 自由選挙事務所 (OFE) の成立
 - 2-3. OFE から民主制度・人権事務所 (ODIHR) へ
4. ウィーンの東 (East of Vienna) 問題と選挙監視
5. おわりに

自由公募セッション（Ⅰ）
「ガバナンス時代の政策実施」

15:15-17:30 自由公募セッション（Ⅰ）「ガバナンス時代の政策実施」

報告者：新井利民（埼玉県立大学）
「障害福祉政策実施過程における協議装置の役割」

荒見玲子（東京大学社会科学研究所）
「保険者の介護保険審査会への関与の在り方と審査会の運営に関する研究」

伊藤修一郎（学習院大学）
「屋外広告物条例に係る実施組織、職員意識及び市民の関与は違いを生むか」

討論者：砂原庸介（大阪市立大学）

司 会：岡本哲和（関西大学）

障害福祉政策実施過程における協議装置の役割

新井利民（埼玉県立大学）

市町村の社会福祉政策では、児童福祉分野の要保護児童対策地域協議会、高齢福祉分野の地域ケア会議、障害福祉分野の自立支援協議会などの新たな議論の場が作られている。これらは従前の各種審議会や福祉計画策定委員会等とは別に設置されるようになった新しい仕組みであり、行政機関が場を提供し、サービス提供事業者や様々な関係団体が参加して、日常的に発生する市民の福祉ニーズやサービス提供上の課題について協議することを通じて、参加主体のネットワークの形成、情報共有、各主体の行動を規律するルール策定、政策評価や課題の検証による政策のアジェンダ設定が行われることが期待されている。このような議論の場が制度化された背景には、社会福祉サービスの量的増大と供給主体の多元化がさらに進展したことがあげられる。元々福祉サービスの多くは社会福祉法人などにより提供されていたが、入所・通所施設や訪問介護などの直接的なサービスはもちろん、住民ニーズを把握する機能を持つ「相談援助」も自治体行政が独占的に担うのではなく、NPOや営利企業も含めて様々な供給主体によって行われるようになった。一方で分権化は自治体独自の福祉政策の幅を広げており、市町村は多元的な供給主体や利害関係者と情報を共有し調整しながら政策を実施する必要に迫られている。

このようなサービス供給主体の多元化とネットワーク化、そのネットワークの形成や調整による政策実施は、「ガバナンス」の文脈と合致する。各主体は相互作用を通じてルールを形成し、自らの行動を方向付ける。自治体は自らも主体の一員として他の主体と相互作用するとともに、主体間の相互作用を促進するために機能しうるか、共有されたルールや価値の実現のために資源確保に協力しうるかが、当該自治体の政策のパフォーマンスに影響を与えると想定される。

本報告では、従来までの審議会等とは区別し、政策実施過程に内包されているこの議論の場を「協議装置」と名付ける。そして、障害福祉政策分野で設置が進められている自立支援協議会に焦点を当て、自治体によるその生成過程や制度設計、構成アクターの相互作用の状況、展開のプロセスの違いが、政策実施過程にどのような影響を与えているのかについて、3つの政令指定都市の事例研究を通じて検討する。

1. 問題の所在 政策実施過程に内包された「協議装置」の出現
2. 分析の枠組みと方法
 - 2.1 ガバナンスの要因とパフォーマンスへの影響
 - 2.2 本研究における分析枠組み
 - 2.3 事例の選定と研究方法
3. 政令指定都市の事例研究
4. 事例の考察
 - 4.1 協議装置の制度の特徴と政策実施過程への影響
 - 4.2 主体間の相互行為の特徴と政策実施過程への影響
 - 4.3 協議装置によるイノベーションやルールの創造
5. 結論と含意

保険者の介護保険審査会への関与の在り方と審査会の運営に関する研究

荒見玲子（東京大学）

常に足りない資源をどう配分するかが問われる福祉国家の再編期においては、社会保障給付の実質的な決定メカニズムの解明は重要である。このメカニズムはどのような市民が「給付の対象者」なのかを決め、一般市民の政府への要求及び再分配を受ける受給者の要求の調和を選挙とは違った形で行う営みともいえる。一方、福祉国家の再編と同時に進行した先進国の諸改革などにより政府の役割が変化し、多様な主体による公共サービスの提供を行う「ガバナンス」という問題状況が生まれた。「ガバナンス」の時代においては複数の主体が関わるが故にこの調和のポイントが複数分散して存在することが想定される。介護保険制度において国が決定した政策及び基準が最終的に市民にどのように適用されるのか、すなわち「介護の必要者」がどのようにカテゴライズされていくのか、その中で各保険者がどのように第一線職員を管理し、組織間関係を調整し、申請者の情報を伝達していくのかを明らかにするのが報告者の現在の研究の主要な問題関心になる。

本報告では要介護認定の一連のプロセスの中で特に専門家集団である介護保険審査会の判定と保険者の関与の仕方の関係に着目する。介護保険審査会の判定は通常は上記認定業務の実施プロセスの最終段階であり、複数の専門家の合議が行われる。そこで判断材料となるのは、「コンピューター判定の結果」「認定調査員による特記事項の内容」「主治医意見書」そしてインフォーマルには審査会事務局の伝達する「申請者の情報」である。さらには会議運営や事前準備に事務局の関わり方についても違いがある。これらの違いは審査会の運営にどのような影響を与えるのだろうか。申請者の情報を多く持っているのは保険者であり、審査会は専門的観点から判断を行うがここでは情報の非対称性が存在する。介護保険審査会委員へのヒアリング調査、複数の保険者の介護保険審査会の運営についてのヒアリング調査結果の比較、アンケート調査の結果および審査会別の認定ネットワークのデータ分析結果を用いながら、保険者（事務局）の関与の仕方によって、代理人である介護保険審査会が持つ自律性及び判定がどのように形作られ、変化するのか実施のメカニズムを検討する。また、行政が行うべき資格認定の判断を外部の専門家の委員に行わせるという制度設計をとっている「認定」はさほど多くない。いわゆる審議会の研究と比較なども検討したい。

<報告の構成>

1. 要介護認定における2次判定（審査会による判定）の制度設計
2. 行政における「審査会」と専門性をめぐる論点及び担当課の関与一戦略的中立性
3. 複数保険者を対象としたアンケート調査及び事例研究からの検討
4. 認定ネットワークのデータを使った分析（予定）
5. 結論と政策実施研究への示唆

屋外広告物条例に係る実施組織、職員意識及び市民の関与は違いを生むか

伊藤修一郎（学習院大学）

本報告では、屋外広告物事務に関するアンケート調査の結果に基づき、屋外広告物規制政策がいかに実施されているかを明らかにする。そのうえで、実施組織の違い（自主条例制定市区町村、都道府県条例執行の受託市区町村、都道府県出先機関、政令指定都市の行政区）によって、政策実施過程や事務処理方法に違いがあるか、職員意識に差異が生じているかを検討する。更に、政策アウトカムとしての違反の多寡や広告景観（主観的なもの）に影響を与える要因は何かを探ってみたい。

現時点で予定している報告の概要（項目）は、以下のとおり

- 1 調査の概要
- 2 屋外広告物法を規制する制度
- 3 実施のあり方
 - ・業務量
 - ・資源配分
 - ・許可方法
 - ・時間配分
 - ・違反是正方法 など
- 4 協力団体の有無
- 5 アウトプット（政策出力）
- 6 職員意識（紙幅が許せば）
- 7 アウトカムとしての違反と達成度
- 8 結論と含意

自由公募セッション（Ⅱ）
「行政制度」

15:15-17:30 自由公募セッション（Ⅱ）「行政制度」

報告者：吉田茂（法政大学）

「立法過程と縦割り行政—平成17年独占禁止法改正をめぐって—」

増山幹高（政策研究大学院大学）・竹田香織（政策研究大学院大学）

「情報公開制度はどのように利用されているのか？」

上田誠（同志社大学）

「再生可能エネルギーの普及と中央地方関係」

司 会：大山耕輔（慶應義塾大学）

立法過程と縦割り行政—平成 17 年独占禁止法改正をめぐって—

吉田茂（法政大学）

平成 17 年独占禁止法改正（平成 17 年改正）は、2004（平 16）年秋の第 161 回臨時国会に提出され、その翌年の第 162 回通常国会において成立した。また、平成 17 年改正が 2006（平 18）年 1 月 4 日に施行されるのと同時期に、公益通報者保護法が 4 月 1 日、新会社法が 5 月 1 日に施行されている。

平成 17 年改正に対するマスコミや世論の関心度は決して高くはなかった。また、これらの 3 つの法律の施行がひとつひとつの制度改正による効果は小さくても、それが重なることによって相乗効果を発揮し、談合組織ひいては日本経済システムに大きなインパクトを与えようとは、当時は誰も予測していなかった。もちろん、経済界も予測していなかった。もし気づいていれば、もっと平成 17 年改正の提出・成立に反対の大合唱であったであろう。

本報告では、まず平成 17 年改正が幾多の関門を乗り越え国会に提出されるまでの立法過程を概観する。次に、新会社法と公益通報者保護法の制定とがどのように平成 17 年改正と結びついていたのかを明らかにする。

また、新会社法、公益通報者保護法、独占禁止法の絡みから浮かび上がった相乗効果は、当時、誰がどこまで深刻に考えていたのであろうか。3 つの法律による相乗効果、加えて平成 17 年改正施行前後の国や地方自治体による談合に対する違約金特約や指名停止の強化がさらに相乗効果を大きくしたのではないだろうか。平成 17 年改正の関係者がこれらの相乗効果を当時どこまで深刻に捉えていたのかを検証する。

最後に、本報告はそれではなぜ 3 つの法律による同時施行、国や地方自治体による違約金特約や指名停止の強化が談合組織に大きな影響を与えるのではないかと、平成 17 年改正成立以前において重要な論点として表に浮上しなかったのかを考察する。

なお本報告は、平成 17 年改正に直接携わった政治家や官僚その他の関係者 31 人によるインタビューを通して完成させたものである。

情報公開制度はどのように利用されているのか？

増山幹高（政策研究大学院大学）

竹田香織（政策研究大学院大学）

1999年に情報公開法が、2009年には公文書管理法が成立し、政府の情報管理体制は徐々に整いつつある。また、電子政府の総合窓口としてのe-Govや法令データ提供システム等、電子化やインターネットに関する技術的な革新によって、政策・立法に関する情報へのアクセシビリティは格段に進歩し、公開・発信される情報量は飛躍的に増加している。

しかしながら、そうした情報供給がいかなる効果を持つのかということは全く検証されていないと言っても過言ではない。審議の公開や政策決定の透明化の美名のもと、垂れ流し的に供給される「政策情報」はどのように一般市民に利用され、一般市民の政策判断に貢献しているのだろうか。

われわれは、こうした政策情報の公開・発信のあり方を根本的に問い直し、行政や立法に関する情報供給を通じて得られた政策情報がどのように活用され、市民の生活向上にどのように貢献しているのか、その効果を検証し、市民の政策判断に寄与する政策情報供給の効率的な方策を追求している。

本報告の目的は、情報公開制度がどのように活用されているのかを検証するため、われわれが開発を進めている情報開示請求のデータベースシステムを提示することにある。そうした情報は自治体ごとに独自の方法で整理・分析されているが、情報公開制度の実施状況として集計結果と概略を定期的に公表しているに過ぎないのが現状である。

第二の目的は、実際にデータベースシステムを用いて、個別の開示請求内容に焦点を当て、詳細なテキストデータ分析を行うことにある。これにより、情報公開制度の利用について、情報公開制度の集計的な利用状況にとどまらず、行政情報の内容に即した実態解明の端緒となることが期待される。

具体的には、データベースシステムの試行版として、人口動態的、社会経済的に比較可能な自治体を分析対象として取り上げ、各自治体が整理している『情報開示請求内容一覧』の1～5年分のデータを利用し、入力システム、データ表示、および出力システムについて、ウェブ上で利用できるプログラム開発を進めている。

また、開示請求案件名の単語頻度や共起関係等を基礎にテキストデータ分析を試み、自治体ごとの傾向を把握し、各々の特徴を解明するとともに、自治体の属性情報を用いて、自治体の特徴と請求内容との関係を把握し、パターン化の可能性を試みている。

こうした取り組みにより、従来、自治体が独自に行ってきた開示請求案件の整理、入力、集計といった作業を標準化し、また、請求案件内容のテキストデータ分析が可能となることで、自治体ごとに必要とされる行政情報の特徴を把握し、自治体間の比較を可能にすることが期待される。

再生可能エネルギーの普及と中央地方関係

上田誠（同志社大学）

東日本大地震と福島第一原子力発電所の事故、さらに東京電力管内を中心とする節電要請や計画停電によって、第二次世界大戦から高度経済成長を経て、現在に至るまで培われたエネルギーに関する国民的な合意、あるいは認識、許容が大きく変化した。そのことは同時に、原発依存度の低減と再生可能エネルギーへの転換に向けた議論を喚起するきっかけにもなった。とりわけ、ドイツをはじめとする再生可能エネルギー普及の先進国で導入が進んでいる固定価格買取制度を盛り込んだ「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が2011年8月に成立し、本年7月から施行されることに伴い、各地で再生可能エネルギーの導入が飛躍的に拡大することが予想されている。

この再エネ法で再生可能エネルギー源として位置づけられている太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどは、いずれも地域に固着した資源である。すなわち、再生可能エネルギーの普及とは、従来のような国主導（中央中心）の集権型エネルギー供給体制から、地域分散型のエネルギー供給体制への転換を意味している。同時に、そのことは、地方政府がエネルギー政策に主体的にかかわるといふこと、さらに地域の中小企業や住民がエネルギー政策に参加するということをも意味している。

他方で、現状では、中央政府の政策や電力会社の電力供給システムとの関係は無視できない。例えば、東日本大震災でも顕著となった電力の地域間での相互融通を見直し、日本全体を覆う安定した送電網を構築するという事などは、まさに中央政府がイニシアティブを発揮しなければならない領域であるといえよう。

したがって、今後、再生可能エネルギーを飛躍的に普及させるためには、中央政府と地方政府の政策の連携、あるいは政策の連動が不可欠となる。そして、そこに研究分野において中央地方関係を観察する意味がある。

そこで本報告では、再生可能エネルギー源のひとつである太陽光に着目し、中央地方関係の観察をとおして、組織の違いや政策の捉え方の違いが、政策に及ぼす影響について考察していく。

- (1) エネルギー政策において中央地方関係に着目する意味
- (2) 中央政府におけるエネルギー政策（所管組織、意図するところ）
- (3) 地方政府におけるエネルギー政策（所管組織、意図するところ）
- (4) 中央地方関係と政策への影響

自由公募セッション（Ⅲ）
「公共政策と情報」

15:15-17:30 自由公募セッション（Ⅲ）「公共政策と情報」

報告者：黒澤之（中央大学）

「災害ハザード情報に関わる公共政策的課題と情報の有効活用方策」

保井俊之（慶應義塾大学）・猪股俊喜（慶應義塾大学）・鈴木重央（慶應義塾大学）
原田貴史（慶應義塾大学）

「規制監督の強度並びに規制の設定-執行関係の線形回帰モデルによる定量化：金融庁発足以来の金融行政を事例として」

榎並利博（富士通総研）

「地域経済を活性化させるための有効な IT 活用に関する研究」

司 会：市川宏雄（明治大学）

災害ハザード情報に関わる公共政策的課題と情報の有効活用方策

黒澤 之 (中央大学)

- 1 はじめに
- 2 災害ハザード情報の課題 (東日本大震災を通じて表面化した課題)
課題
災害ハザード情報の発展
- 3 災害ハザード情報の発展サイクル
災害の情報サイクル
公共政策と災害ハザード情報
自助、共助、公助を考えた時の事前情報
- 4 検証 (災害ハザード情報が持つ問題点)
災害ハザードマップの役割
災害ハザード情報リテラシー
科学技術的根拠
- 5 現時点における有効活用方策
現在の災害ハザード情報をいかに活用できるか
- 6 おわりに
今後の研究展開

規制監督の強度並びに規制の設定・執行関係の線形回帰モデルによる定量化
—金融庁発足以来の金融行政を事例として—

保井俊之（慶應義塾大学）

猪股俊喜（慶應義塾大学）

鈴木重央（慶應義塾大学）

原田貴史（慶應義塾大学）

<背景と目的>

本報告では、行政当局が民間部門に対して行う規制監督について、その強さ並びに規制の設定・執行の相互関係を定量的に測定する線形回帰モデルによる定量化の方法論を構築し、実証研究を行った結果を発表する。

事例としては、リーマンショック以降、規制再強化の方向にグローバルに戻りつつある金融規制監督行政に着目し、中でも危機対応指向から法令遵守指向、そして目標収束指向へと大きく方針転換を遂げた金融(監督)庁発足以来の日本の金融行政を取り上げる。

実証研究の結果、規制と執行の強度及びフィードバック構造は定量的に示すことが可能であること、さらに実証研究の結果として、日本の金融行政は規制緩和の理念とは逆にこの 15 年間、特に保険規制監督行政を中心に規制監督の強度を概ね高めてきたことを明らかにする。

<報告の概要>

本報告は、行政当局が行う規制の設定と執行の強度が関数アプローチにより可視化・数量化できることを示す。さらに、行政の規制の設定と執行に関するナレッジマネジメントがコンセプト化される。具体的には、「規制の設定・執行のスパイラルモデル」が提示され、規制の設定と執行の実行ラグを伴いつつも、ループをたどることが実証される。

<報告項目>

1. 問題構築と分析の視角: Hood (1986)の規制・執行の 2 軸アプローチを起点にして
2. 先行研究と方法論の拡張: モデル化と数量化
3. ナレッジマネジメントからのアプローチ: SECI モデル(Nonaka and Takeuchi 1995)の転形モデルとしての「規制の設定・執行のスパイラルモデル」
4. 分析の方法論とデータ
5. 実証分析: 金融(監督)庁発足以来の事例による モデルの適合性検証
6. 本報告の結論及び含意
7. 今後の研究課題

地域経済を活性化させるための有効な IT 活用に関する研究

—地域情報化成功の原則とそのモデル化の試み—

榎並利博（株式会社富士通総研）

本報告は、地域情報化と地域活性化という二つのテーマが重なり合う部分について、概念の扱い方に関する問題など従来の研究を再検討し、ケーススタディに基づいて地域経済を活性化させるための有効な IT 活用とはどうあるべきかを論ずるものである。

特に近年、従来型産業の停滞や高齢化だけでなく、災害や電力への不安、超円高による地元企業の海外移転や衰退、TPP 交渉参加などによって、地方は非常に厳しい状況に追い込まれている。地方経済を立て直すための活性化政策が急務であり、そこにおける IT の貢献もまた期待されている。しかしながら、地域情報化というテーマについて、成功事例が紹介される一方、IT が導入されても一向に使われていないなどの事例がいまだに指摘され、税金の無駄遣いといった批判がある。

これまでの研究においては、1990 年代中頃から「プラットフォーム」という概念を中心とする地域情報化の理論が存在したが、地域活性化という概念をしっかりと定義せず、都市・地方という区別をせずに使っているという問題がある。さらに、地域活性化におけるエクイティ文化の重要性が指摘されているながらも、日本においては地域活性化の要因を「わかもの、よそのもの、ばかもの」といった属人的なものへと還元してしまう傾向があり、これが地域活性化の理論的な研究を遅延させたといえる。

本報告は、まず地域活性化と地域情報化に関わる概念の再整理を行う。そして、地域経済活性化 5 段階モデルとエクイティ文化という概念を使って、徳島県上勝町、愛媛県内子町、高知県馬路村、富山県山田村、山形県白鷹町、神奈川県藤沢市の 6 つの地域についてケーススタディを行い、下記の成功の原則を導出する。

- ① 地方は、地域資源を使ってイノベーションを起こすこと
- ② 地方は、5 段階モデルの第 4～5 段階で IT を導入し、地域経済を活性化させること
- ③ 地域活性化にはエクイティ文化の醸成が必須、辛抱強くその醸成を図っていくこと。

そしてこれらの知見に基づいて、成功する地域情報化モデル（IT を活用した地域活性化モデル）を構築し、提案していく。

若手報告セッション（Ⅰ）
「公共政策とそのダイナミズム」

第2日目 6月17日（日）

9:30-11:30 若手報告セッション（Ⅰ）「公共政策とそのダイナミズム」

報告者：田畑琢己（法政大学）

「道路裁判における費用効果の分析の意義」

小野塚亮（慶應義塾大学）・西田亮介（東洋大学）

「ソーシャルメディアは政治家を雄弁にしたか
—Twitter を活用する国会議員の双方向性と伝播力の分析」

平松純一（拓殖大学）

「プロパガンダと行政組織：
ディスコース実践による米国式プロパガンダ・米国情報庁(USIA)の社会的構築」

司 会：横須賀徹（常磐大学）

道路裁判における費用効果分析の意義（公共事業裁判の研究）

田畑琢己（法政大学）

I 要旨

日本の人口は、平成 19 年にピーク（127,771 千人）を迎え、以後、長期の人口減少過程に入っている。平成 23 年度末の公債残高（特例公債残高と建設公債残高の合計）は 668 兆円であり、同年度の一般会計税収予算額の約 41 兆円の 16 倍を上回る額である。今後、公共事業は、東日本大震災による被災地復興などが加わり、その必要性を精査して統制しなければならない。

代表的な公共事業の統制手法は費用効果分析であり、事前から事後に共通する評価軸となる。同分析は最初に行政によって評価されるが、効果を過大に評価し、費用に環境影響などが含まれないなどの問題点が指摘されている。

行政法学の主な学説や最高裁判所は、行政事件訴訟法第 30 条を根拠として、行政庁の裁量に基づきなされた処分は、裁量権の踰越・濫用があった場合にのみ裁判所の審査の対象となり、このような程度に至らない裁量権の行使の当不当の問題については裁判所はこれを審査の対象としないという立場を採っている。

権力分立の重点は権力相互の牽制にあることに加えて、憲法第 31 条及び第 76 条の規定からいっても、絶対的に司法審査に服しない行政行為というものを許容する余地はないという立場から、公共事業の必要性は、科学技術的視角から合理的な判断をするべきである。

研究対象とする判例は、比較的新しい事件の中で、①公共事業で毎年、最大の事業費を占めている道路事業、②行政訴訟の中で多く争われている取消訴訟、③裁判の結果に大きな影響を及ぼしている計画、技術基準、費用効果分析、訴訟技術（立証責任、立証方法）の 4 つの要因の中で、公共事業抑制に大きな役割を果たすことが期待されている費用効果分析と予測が争われている事例を検討する。

II 項目

- 1 はじめに
- 2 費用効果分析が争点となった裁判例
- 3 裁判の評価
- 4 おわりに

ソーシャルメディアは政治家を雄弁にしたか
—Twitter を活用する国会議員の双方向性と伝播力の分析

小野塚亮（慶應義塾大学）

西田亮介（立命館大学）

本研究は、Twitter を使う日本の国会議員 214 名のツイート 228,007 件を用いて、政治家のソーシャルメディア利用の特性を分析し、日本の民主主義に与える影響を考察した。近年、日本社会においてもソーシャルメディアが普及しており、政治家もソーシャルメディアを活発に利用し始めている。そのような環境において、ソーシャルメディアは政治家を雄弁にしたのだろうか。そしてそのことは「新しい公共圏」の立ち上がりといった日本における政治環境の改善に貢献したといえるのだろうか。

情報化と政治に関するブログなどの分析を通じた先行研究には、大別すると 2 つの結論がある。ひとつは「情報技術によって政治家は雄弁になった」というものである。換言すると新しいメディアを通じて政治家が国民と議論を交わすようになって「新しい公共圏」が生まれているという結論である。もうひとつの結論は結局新しいメディアにおいても政治家を含め同種の意見を持つ者同士で閉じたコミュニケーションを行っているというものである。

ブログは、双方向の議論を可能にしたといっても、一般的な更新頻度は一日一回程度以下であった。それに対して、ソーシャルメディアは頻繁に更新することが通常である。その結果、ユーザ間の双方向性、情報の伝播力をブログよりも大きいといえる。このような特性を持つソーシャルメディアを使っている日本の国会議員たちは十分にその特性を活用しているのだろうか。

筆者らは Twitter を使う日本の国会議員たちについて双方向性と伝播力の観点からの分析を行った。Twitter API を利用し、Twitter を使っている議員 214 名のツイート 228,007 件、及び各議員のフォロー・フォロワーの ID を取得した。その上で、双方向性の指標としてメンション率、伝播力の指標として RT 率を分析した。

メンション率とは、ある議員のすべてのツイートのうち、ツイートに特定の個人に向けた「@ユーザ名」が含まれる割合である。また、各議員のツイートについて他者によって公式 RT された回数が 5 回よりも大きい場合に、一定の伝播力を持ったものと判断し、ある議員のすべてのツイートに占める 5 回以上公式 RT されたツイートの割合を RT 率とした。続いて、メンション率と RT 率の 2 変数を用い、各議員を K 平均法に基づき 9 つのクラスターに分類し、さらにその結果をもとに 4 つの類型に整理した。

この分析の結果、Twitter を利用する国会議員のうち、過半数の議員が双方向性・伝播力ともに低く、双方向性・伝播力ともに高い議員は 1 割程度に過ぎないということが明らかになった。

一見、情報感度が高いかに見える Twitter 議員においてもその大半は他者とやり取りをしておらず、市民が再伝達したくなるようなめぼしい情報も発信していないといえる。つまり、Twitter の普及によって、議員たちの情報発信のチャンネルこそ拡大したものの、その情報発信行動自体は大きく変化してはいない。

したがって、本研究の結論は「ソーシャルメディアは日本の国会議員を雄弁にしてはいない」というものである。したがって、国会議員たちは Twitter を活用しているように見えながらも、日本社会において情報技術と政治の文脈で期待されるような「新しい公共圏」もまた現時点では顕著になってはいない。

プロパガンダと行政組織：

ディスコース実践による米国式プロパガンダ・米国情報庁(USIA)の社会的構築

平松純一 (拓殖大学)

○Key Words：

プロパガンダ、米国情報庁 (USIA)、ディスコース分析、社会構築主義

○報告の目的：

本報告は、米国の政策指導者らのディスコースを分析することにより、米国のプロパガンダ概念・米国情報庁(USIA)が特定の文脈の中で動的関係的に構築されていくのを明らかにすることを目的とする。本報告の流れは以下の通りである。

○構成

(1) 序論

組織という社会的現実がどのように生まれるのかについては、組織論者から合理性、経済性、パワー、制度、人口動態、社会正義など様々な要因によって説明がなされてきた。一方で、これまでの行政組織研究は、社会正義や機能的合理性が達成されうることを前提に行われてきた。ここでは組織論には多様性があり、組織論では組織形成について統一された見解は未だ得られていないとの事実を示すことで、本報告の背景にある問題意識について論じる。

(2) 社会構築主義とディスコース分析

組織論における社会構築主義とは何か、この立場では組織がどのように形成されると考えられているのかについて説明する。その上で、プロパガンダ概念・組織の形成は専ら言語的に規定されると仮定し、方法論としてディスコース分析を採用することを述べる。

(3) 分析結果

実際にディスコース分析を用いて、第二次世界大戦期から1950年代までの米国のプロパガンダ概念の形成及びUSIAの設立を分析する。具体的には、(a)米国政策指導者のプロパガンダ概念が特定の文脈の中でどのように形成されていくか、(b)こうして形成されたプロパガンダ概念がUSIA設立にどのように関わっていくのか、を分析する。

(4) 結論

それまでの内容の統括を実施し、本報告のまとめを行う。最後に本報告の意義・課題にも言及する。

若手報告セッション（Ⅱ）
「都市計画・開発計画」

9:30-11:30 若手報告セッション（Ⅱ）「都市計画・開発計画」

報告者：加納知行（慶應義塾大学）
「都市計画ガバナンスにおける住民参加の態様
：都市計画提案にみる市町村マスタープランの実効性」

朱然（京都大学）
「蜷川虎三の地域開発－長田野工業団地の事例」

秦正樹（神戸大学）
「大阪維新の会への支持態度の一考察」

司 会：菅原 琢（東京大学）

都市計画ガバナンスにおける住民参加の態様
都市計画提案にみる市町村マスタープランの実効性

加納知行（慶應義塾大学）

【研究の目的】

経験的なアグリゲート・データをもちいた統計分析を通して、日本の都市計画の実態をガバナンス論のフレームワークにおいて実証する。近年の地方分権や規制緩和といった社会的潮流のなかで、専ら政府によって高権的に運用されてきた都市計画政策過程の伝統を打開するものとして、住民や議会などの政治的アクターの役割が注目を集めつつある。よって、本研究では、いかなる環境や条件が住民参加の成否を規定するのか、都市計画政策過程におけるアクター間の事前の合意形成と政策帰結に対する住民参加との関係はいかなるものか、について考察をおこなう。

【仮説の提示】

本研究が検証する仮説は、以下の二つである。

- ① 地方自治体における都市計画のガバナンスは、各々の社会経済環境のみならず、政治環境によっても規定される。
- ② 地方自治体における事前の合意形成が、政策決定に対する住民参加の成否を規定する。
とりわけ、仮説②については、より検証可能な作業仮説として以下のように設定する。
- ②¹ 都市計画マスタープランを有する地方自治体ほど、住民による都市計画提案が採択されやすい。

【分析手法】

仮説の概念を操作化し、従属変数として「住民発意の都市計画提案の成否」を、独立変数として、政治環境と社会経済環境とを示す変数でコントロールしたうえで、「市町村マスタープランの有無」を設定してパネル・データのセットを構築する。そして、従属変数が離散かつ打ち切りデータであるため、離散時間ロジット・モデルによるイベント・ヒストリー分析（生存分析）をおこなう。なお、分析対象は、全国の政令指定都市、中核市、特例市の100市である。

蜷川虎三の地域開発－長田野工業団地の事例

朱然（京都大学）

地方分権は一つの流れとなった。日本で地方分権が制度上可能になったのは戦後の民主改革からである。しかし、戦後高度成長期、地方自治体ではやったのは地方分権の実現ではなく、中央直結の実現であった。その中で政府の悪い政策を批判して、登場してきたのは革新自治体であった。

地方分権を求めるか、中央直結を求めるかにかかわらず、地方自治体が求めるのはよりよい政策である。政治上の違いは別として、革新自治体は政府と違う政策を実施し、よりよい政策で地方分権を実現した。地方分権は時代をこえて可能かつ有効であることを実証するのは、革新自治体研究の大きな意義である。

京都府は戦後まもなく 1950 年から革新自治体となった。以後 28 年間にわたり、革新知事の蜷川虎三が七選した。府県規模では、京都府が一番早く革新自治体になり、存続期間が一番長かった。蜷川虎三の開発思想と政策は自治体から政府まで大きな影響を及ぼした。にもかかわらず、蜷川虎三についての研究は少なく、1980 年代以降途絶えた。今、保守と革新の争いをこえて、違う開発思想とその効果の検証が求められている。日本の高度成長期は中央直結の地域開発が一つの特徴であった。本報告は蜷川虎三の地域開発を取り上げ、中央直結の地域開発と違い、日本の別の地域開発の事実を明らかにする。

南北格差が大きい京都府で、地域開発の問題はまず北部地域開発の問題である。蜷川虎三は京都府北部で長田野工業団地建設等を通じて、開発を進めた。本報告は長田野工業団地を事例に、蜷川虎三の地域開発の思想と政策を検討し、五部分に分けて展開する。

- 一、蜷川虎三の開発思想
- 二、長田野工業団地の計画
- 三、長田野工業団地の詳細
- 四、長田野工業団地の評価
- 五、結論

大阪維新の会への支持態度の一考察

秦正樹（神戸大学）

1. 研究概要

本研究は、メディアなどでも注目を集めている地域政党「大阪維新の会」に対する有権者の支持態度について分析を行うものである。政党支持態度については、国内外において膨大な研究の蓄積があるが、近年、地方政治において存在感を増す地域政党に対する有権者の支持態度についての先行研究はあまり多くはない。とりわけ、多大な関心が寄せられている「大阪維新の会」については、結党して未だ2年程度ということもあり、とくに有権者の支持態度に関する学術的な実証分析は皆無に等しい状況にある。

本研究では、昨年度の大阪府知事・市長同日選挙において実施した政治意識調査を利用し、大阪維新の会について、有権者の支持態度の分析を行った。具体的には、大阪維新の会への支持と有権者の社会経済的（デモグラフィック）な要因と、大阪維新の会の掲げる最も重要な政策・争点の一つである、「大阪都構想」への評価についての分析である。これらの考察を通して、大阪維新の会に対する支持構造の解明に取り組んだ。

2. 研究報告のもくじ

1. はじめに

2. 問題の所在と目的

3. データと変数の操作的定義

3. 1 本研究で利用するデータについて

3. 2 大阪維新の会支持態度の操作化

3. 3 デモグラフィーと争点態度

4. 分析

4. 1 有権者の政党支持研究について概観

4. 2 大阪維新の会への支持と社会経済的要因

4. 3 「大阪都構想」と維新の会支持

5. 考察

6. おわりに

若手報告セッション（Ⅲ）
「中央行政メカニズム」

9:30-11:30 若手報告セッション（Ⅲ）「中央行政メカニズム」

報告者：木下健（同志社大学）

「過去 20 年間の衆参予算委員会における与野党対立構造の分析」

助川康（オックスフォード大学・防衛省）

「省庁間協力による横断的政策課題への対応」

稲澤宏行（立命館大学）

「1950-1960 年代における日本の安全保障政策-武器輸出管理の事例から-」

司 会：松原聡（東洋大学）

過去 20 年間の衆参予算委員会における与野党対立構造の分析

木下健（同志社大学）

本報告は近年の予算委員会における与野党の対立を明らかにしたものである。予算委員会を分析対象としたのは、衆議院と参議院の多数派が異なる「ねじれ」国会が出現したことに端を発する安易な参議院不要論を再考する狙いからである。予算委員会における与野党の対立構造を分析することを通じて、参議院予算委員会の審議機能と参議院の存在理由を検証するものである。

1. 予算委員会の特殊性 - 衆参における質疑時間の取り決め及び総予算の審査方式の差異

衆議院予算委員会 - 質疑時間の割当てに答弁時間を含めるいわゆる往復方式

参議院予算委員会 - 質疑時間の割当てに答弁時間を含めないいわゆる片道方式

2011 年における予算審査一審議日当たりの答弁回数：衆議院では 113 回、参議院では 174 回

参議院の方が 1.54 倍多い

2. 与野党対立のバロメーターとしての審議拒否

委員会付託から成立までの日数及び本会議、委員会、公聴会、分科会、委嘱審査が開かれた審査日数を計測することとし、審議がなされていない日数を付託から成立までの日数で除すことで空転割合を求めた。

審議空転しなかった年は 95 年の橋本内閣及び 07 年の安倍内閣・福田内閣で、空転割合は 0.16

最も審議空転した年は 1994 年の細川内閣・羽田内閣で、空転割合は 0.64

参議院段階で空転した例は 93 年と 08 年の二例

- ・ 93 年は東京佐川急便事件をめぐる証人喚問に関して参議院で空転
- ・ 08 年はガソリン税の暫定税率延長のつなぎ法案に関して、野党が期限切迫に追い込み戦略を取ったために参議院で空転 → 引き延ばし戦略から倒閣や政権交代を視野に入れた戦略へ変化

3. 委員会審査中における与野党対立の指標

与野党対立の指標 ①委員長の理事会協議を行う旨の発言回数、②速記中止回数

①理事会協議の内容として、配布資料の承認、参考人招致・証人喚問の決定協議、集中審議の決定協議および調査報告の確認等；

20 年間において一審査日当たり衆議院 1.27 回、参議院 1.06 回

②速記中止が入る理由として、委員の不規則発言を制止するため、質疑者と答弁者の理解不一致の解消のため等；20 年間において一審査日当たり衆議院 0.71 回、参議院 1.64 回

与野党対立が激化し、空転割合が増えた場合、与野党対立は国会審査まで及び速記中止回数が増えていると予測される。

独立変数：空転割合および参議院態度（可決の場合 0、否決の場合 1）

従属変数：予算一審議日当たりの衆議院予算委員会の速記中止回数、参議院予算委員会の速記中止回数及び衆参予算委員会の速記中止回数を合算したもの

⇒審議空転は速記中止回数を増やす要因であるといえる。また野党が参議院で多数を占める場合、参院予算委員会での速記中止回数を減らす要因とはいえないが、国会全体として速記中止回数を減らす要因となる。

衆院での審査後に、野党が参院において徹底した追及を行うため、参院での速記中止回数が増えているといえる。参院予算委員会が片道方式を採用したことに起因して、衆院の審議不足を参院が補完し、結果として二院制が行政監視機能を強めていると考えられる。

省庁間協力による横断的政策課題への対応

助川 康（防衛省・オックスフォード大学）

1. 横断的政策課題と政府
 - (1) 官僚機構の行動
 - (2) 制度的な手当て
 - (3) 省庁間協力

2. なぜ組織は協力しないのか？
 - (1) 組織論
 - (2) 合理的選択理論
 - (3) 日本の国家行政に関する議論

3. なぜ（いつ）組織は協力するのか？
 - (1) 交換理論・資源依存理論
 - (2) 取引費用理論
 - (3) システム理論、条件依存理論、組織進化理論、組織生態学など
 - (4) その他

4. 組織間調整・協力を促進する動機のカテゴリー
 - (1) Hierarchy
 - (2) Network/Solidarity
 - (3) Market
 - (4) その他

5. 個別政策課題
 - (1) 横断的課題としての物流
 - (2) 1990年代まで——関係省庁の縦割りの行動
 - (3) 2000年代以降——経産省と国交省の連携進化

6. 省庁間協力の限界

1950-1960年代における日本の安全保障政策-武器輸出管理の事例から-

稲澤宏行 (立命館大学)

本研究は、国際政治学におけるコンストラクティビズム（構成主義：constructivism）の手法を用いて「武器輸出三原則」（1967年）の事例を中心とした、1950-1960年代の日本の安全保障政策（武器輸出管理政策）を考察し、戦後の日本社会において広がりを見せた《平和主義規範》が安全保障政策の形成に与えた影響を探ることを目的とする。

コンストラクティビズムとは、国家の持つ理念や信条、認識、規範などのアイディア（観念的要素）に注目し、アイディアの規制的作用と構成的作用から国家の行動を説明する分析枠組みである。カッツェンスタイン（Peter, J Katzenstein）やバーガー（Thomas Berger）といった先行研究者は、日本の安全保障政策の特徴を捉える上での有効な分析枠組みとしてコンストラクティビズムを活用し、日本社会における規範や文化が安全保障政策の形成に与えた影響について、考察を行ってきた。冷戦終結後の国際社会において、日本はペルシャ湾での海上自衛隊の掃海活動（1991年）やカンボジア PKO（1992年）への参加を経て、近年では対テロ戦争に伴うインド洋での給油活動（2001-2010年）、イラク戦争に伴う人道復興支援活動（2003-2009年）、ソマリア沖海賊の対処活動（2009年-）等、国際的な安全保障上の問題への関与の度合いをいっそう深めてきている。しかし、近年においても自衛隊の国際貢献活動や海外派遣についての要件は、各国の軍隊以上に制限が大きく、戦後日本の安全保障政策は、未だに《平和主義規範》の影響を強く受けた特徴を持っているとの評価がなされている。

また、戦後日本の安全保障政策は自衛隊による国際貢献活動といった軍事的な側面より、非軍事的な側面にその中心があり、「平和的貿易国家」という「自己イメージ」に依拠した通商・経済的側面での政策展開にその重点があったといえる。そして、中でも「武器輸出三原則」は、《平和主義規範》の影響を受けた安全保障政策の非軍事的側面の代表的な取り組みの一つであると評価ができる。そこで、本研究においては「武器輸出三原則」を中心に、1950-1960年代の日本の安全保障政策について、平和主義規範の社会的な広がりにも力点を置きながら、コンストラクティビズムの分析枠組みを用いて考察することで、戦後日本の安全保障政策を特徴づけた背景を描き出すこととしたい。

若手報告セッション (IV)
「政策と制度」

9:30-11:30 若手報告セッション (IV) 「政策と制度」

報告者：橋本圭多（同志社大学）

「制度化する社会的責任－政策デザインにおける規格の種類とその適用－」

早瀬善彦（京都大学）

「政策学における「問題」の発見と認識」

司 会：飯尾潤（政策研究大学院大学）

制度化する社会的責任

——政策デザインにおける規格の種類とその適用——

橋本圭多 (同志社大学)

1. CSR 概念のフレームワーク

◆統合概念としての社会的責任

→「アカウンタビリティ」と「レスポンシビリティ」2つの責任

corporate social responsibility		
corporate accountability		corporate responsibility
株主理論 法的責任、会計責任 フリードマン CSRの否定論 企業統制 企業統治、CSR報告書	依拠する所有者理論 議論される責任 代表的な論者 企業の社会的責任への見解 議論の方向 CSR活動の方向性	利害関係者理論 道徳的責任、環境配慮 エバンとフリーマン CSRの肯定論 企業の自律性確保 社会貢献活動

2. ISO マネジメント・システム規格の対比

◆ISO26000 がガイダンス規格を選択した狙い

- ①ガイダンス機能
- ②規範意識の醸成
- ③信義則の形成

	ISO9001/14001	ISO26000
規格の性質	マネジメント・システム規格	ガイダンス規格
第三者認証	あり	なし (間接参照あり)
文章の文言	shall	should

◆社会的責任規格は多数存在

→ISO26000 付属書 A に列挙

3. 規格の種類

①ガイダンス規格

→ISO26000、GRI ガイドライン、国連グローバル・コンパクト

②認証規格

→ISO9001/14001、SA8000

③強制法規

→工業標準化法 (JIS 尊重規定)

4. 社会的責任の規範サイクルにおける規格の適用

◆規範の発展段階に応じて、社会的責任規格を選択し適用する必要がある。

◆その過程において、関係するアクターの態様はどうか。→社会的責任の政治性

政策学における「問題」の発見と認識

早瀬善彦 (京都大学)

はじめに

政治学が、一般に紛争解決型の思考を基礎としてきたのに対し、政策学においては、総合的な視点に基づいた「問題解決型の思考」という、より実践的な思考様式が重視されるとの指摘がある。このスローガンは、政治学と政策学を分かち非常に画期的な指標ではあるものの、非常に曖昧な概念に終わってしまう可能性を抱えている。その理由は主に以下の二点である。

- ①この問題解決という場合の「問題」とは何を意味しているのかが非常に不明確である。
- ②そもそも「問題」と一口にいても、公共の空間、社会において、以前は問題とされていなかった事象が、どのように「問題化」していくのかという点も判断が非常に難しい。

本発表では、以上の観点をもとに、政策学における「問題」の発見と認識について考察を加えていく。

1、「問題が認識される」とはということか

「問題」とは何かという問いを、人間の思考において「問題が認識される」とはということかという、認識論にかかわる観点から、哲学的、思想的に考察する。具体的には、あらゆる問題の創出を、人間による思考の産物のひとつとして規定する。

2、政策における問題の発見と顕在化

政策の場において、過去に「問題」として認識されていなかった事象が、どのように問題化されていたのかという過程や現実を、いくつかの事例を用いて検証する。

3、問題認識の思想的背景—善き生と社会の関係について

問題が問題として認識される背景には、理想の社会、望ましい国家像という、ある種のイデオロギー的要素が、その問題を定式化したアクターや社会に、意識的にせよ、無意識的にせよ、究極的な命題として存在しているのではないかという事実を指摘する。

4、問題認識と政策過程

政策過程全体をとおし、問題が最初に認識されたときの意識やイデオロギーが、どのように影響し続けるかを具体的に検証する。そのなかで、あらゆる政策過程の基礎には、政策の出発点であるこの問題発見という次元が関係していることを、最終的に明らかにしていきたい。

テーマセッション（Ⅲ）

「パネル討論：良好な住宅ストックの形成・流通のための公共政策」

13:00-15:00 テーマセッション（Ⅲ）

「パネル討論：良好な住宅ストックの形成・流通のための公共政策」

司 会：高村学人（立命館大学）

パネリスト：塩崎賢明（立命館大学・日本住宅会議）

「ストック形成の住宅政策 —日本の現状と課題」

安枝英俊（京都大学）

「マンション管理の市場評価のために—京都マンション管理評価機構の取組」

森川宏剛（公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター）

「京町家の保全・流通のための施策の展開」

良好な住宅ストックの形成・流通のための公共政策

司会：高村学人（立命館大学）

これまでの我が国の住宅政策は、新築の持ち家取得を促進させることを中心においていたが、人口減少が進み始めた今日、新たな方向を模索しつつある。2006年の住生活基本法では、我が国は住宅供給の量は既に充足しており、今後は良質な中古住宅ストックを活用する方向へと政策転換すべきという認識が打ち出された。この法に依拠しながら、長期優良住宅制度、住宅性能表示制度、住宅履歴制度など住宅の長寿命化と中古流通を促進する制度が導入された。しかし、これらのストック形成・流通を促進するための制度が上手く機能するには、各都市で地域性や住宅特性に応じたきめ細かな政策を展開していくことが不可欠となる。

このセッションでは、「良好な住宅ストックの形成・流通のための公共政策」というテーマで開催校企画を実施し、国家レベルでの政策転換、歴史的建物の再生、中古マンションの流通に焦点をあてることとする。

学会開催地である京都は、町家が残っている歴史都市として知られているが、この町家の価値が再発見された後、京都市は、この町家を保存する規制政策だけでなく、民間ベースで町家の再生・流通を活性化させるための政策を民間との協働によって実施してきた。京都市が出資し設立した公益財団法人 京都・景観まちづくりセンターの3次に渡る網羅的な京町家調査を土台としながら、①各町家の基礎情報、歴史文化的価値、建物安全・安心さを客観的に証明するための京町家カルテの導入、②町家改修の費用調達を容易にするための町家の証券化や信託事業方式の実施が近年行われた。これらの政策は、他都市では見られない先駆的なものであるが、その点のみに意義があるのではなく、これらの政策の形成・実施に際して、景観まちづくりセンターがコーディネーターとなって、行政のみならず、多様な民間主体の力を引き出しながら、公民協働を実現しているという点に公共政策学的な面白さがある。

またマンションの管理・流通に関しても京都では独自の試みが近年展開している。マンションが良好な資産として長期的に保全されていくためには、中古で流通するマンションの管理の質が市場において適切に評価されることが不可欠となる。しかし、法と経済学の分野から、現在の日本の中古住宅市場の構造が、住宅の質に関する情報を買い手が得ることのできないものとなっているため、レモンの市場となっており、住宅を維持管理していくためのインセンティブが働かないという問題が常に指摘されてきた。マンションにおいては、管理組合が健全に機能しており、マンション棟全体が長期的に良好な環境を維持できるか、という点が最も重要であるのにもかかわらず、これを評価する仕組みがないために、マンションは間取り、駅からの距離、築年数など、ハード面の客観的情報のみから価格が決まり、中古購入者がその後発見することになる管理の質については運任せというのが現状になっている。

京都では、この構造上の問題を改善するために、マンションの管理組合や中古マンションを扱う不動産仲介業者を中心としてマンション管理評価機構というNPO法人が設立された。このNPOは、依頼のあったマンション棟の管理の質を第三者的に評価し、この評価結果をWebで公開するという事業を展開している。このことによって買い手は、管理の質に関する情報を得ることができ、マンションの管理組合の担い手達も積極的な動機づけが与えられることになる。この試みは、情報の非対称性を是正しようとする民間レベルの取組みとして注目できる。

本セッションでは、住宅政策研究の第一人者である塩崎賢明にこれまでの日本の住宅政策の特徴と課題について論じてもらった後に、管理評価機構に携わる研究者である安枝英俊、景観まちづくりセンターで町家活用を担当する森川宏剛にそれぞれの取組とその実践が持つ理論的含意について論じてもらう。

<参考文献>

- 塩崎 賢明編（2006）『住宅政策の再生 一豊かな居住をめざして』日本経済評論社。
- 谷口浩司編著（2012）『マンション管理評価読本』学芸出版社。
- リム ボン・まちづくり研究会編著（2009）『まちづくりコーディネーター』学芸出版社。

13:00-15:00 テーマセッション (IV) 「比較の中の地方自治」

報告者：玉井亮子（山梨県立大学）

「フランスと日本の地方公務員制度－その運用と比較」

孫京美（立命館大学）

「地方政府の政治変動と政策継続：

日本の官僚機構の施策実施における行動様式についての一考察」

稲垣浩（國學院大學）

「戦後府県知事部局の組織編成：制度的環境と組織編成の「正当化」に着目して」

討論者：曾我謙悟（神戸大学）

司 会：徳久恭子（立命館大学）

フランスと日本の地方公務員制度－その運用と比較

玉井亮子 (山梨県立大学)

各国の地方自治制度を考察する際、日本はフランスと同じ類型にあると分類されることがある。また両国とも地方分権化政策を採用していたり、フランスでは地方自治体である州 (région) が存在することから、日本の地方自治制度比較検討対象国の一つとしてフランスが取り上げられることもある。しかしながら、地方自治体運営の要の一つといえるだろう地方公務員制度をめぐっては、その制度運用の実態までを言及した研究は管見の限り、少ない。そこで本報告では、両国の地方公務員制度の比較を通じて、両国の制度上の特徴を明らかにし、その制度、そして運用の背景にある政治的要因について記すことを試みる。

検討に際して制度について着目することを前提としながら、以下の三つの項目に沿って両国を比較し、制度の特徴を提示したい。第一に「地方公務員制度の位置づけ」に関して、地方公務員制度設置の展開過程について簡単に触れる。その際、労働基本権といった制度制定時に議論された諸点や、公務員制度の中における地方公務員の位置づけといった点に注目する。またこれと併せて、現在の両国の地方公務員数といった点についても記したい。続く第二の「地方公務員の任用」については、人事管理をめぐる諸点を取り上げる。すなわち、①人事管理機関、②採用と解職、人事異動、③昇進と昇任、④研修、⑤退職、といった項目を記す。そして第三に「任命権者による自由裁量ポスト」をめぐる論点を提示する。これについては主にフランスの制度への言及となろうが、政治的要因を含む制度の一つでもあり、記すこととしたい。

これらの点を踏まえて、フランスと日本の地方公務員制度の運用の特徴については以下の二点を述べる。第一に、任用制度やキャリアシステムについてである。これについては、国家公務員制度に関する分析を参照しながら、地方公務員制度について検討する。第二に、地方公務員の所属意識について取り上げる。これについては人事管理の権限の所在とその展開を併せて論じることで、社会のなかでの地方公務員の存在について考察したい。またこの点について地方公務員制度設置以降の変化について併せて指摘することで、地方公務員制度をめぐる改革の議論の流れについても簡単にではあるが言及したい。

すなわちこのような論点に基づいて、フランスと日本の地方公務員に関する制度や運営上の類似点や相違点の整理し、それらを通じて両国の政治行政上の特徴を探ることを本報告の試みとしたい。

地方政府の政治変動と政策継続：

日本の官僚機構の施策実施における行動様式についての一考察

孫 京美(立命館大学)

24年間の長期にわたった大分県の平松県政において、主要な政策として展開した一村一品運動施策が、広瀬県政への政治変動によってかくもろく崩れ去ったのはなぜだろうか。政治変動が政策選択にどのように影響するかの研究はよく見られるが、政治変動の政策継続への影響の研究はさほど多くない。また、議会での政治変動が注目されるが、行政の長の交代を政治変動とみて、官僚機構での施策実施への影響を議論するものはまれであろう。それは政権交代が政策、施策、事業の変化に当然に影響を及ぼすとの暗黙の理解があるからかもしれない。しかし、政権変動による政策継続への影響を改めて検討すれば、政治と政策の関係についての新たな知見が得られるのではないか。長期政権の終焉が長期であるがゆえに、新たに選出された首長の政権では政策が根本的に変わり、実施されていた施策は断絶するとの説明はわかりやすいが、既存の施策の終了には難易を左右する要因がありそうだ。ここでは、実施されてきた施策における官僚機構の行動様式、つまり、官僚組織の機能に見られる行動の仕方が、政治変動による政策の継続に影響することに注目した。

この研究での仮説は、政治変動にもかかわらず政策が継続するかしないかは、その政策における官僚機構の行動様式が、施策実施の体系構築をどれだけ伴うものであったかに影響されるというものである。具体的な検証は、大分県の一村一品運動施策が県の官僚機構全体を揺るがす主要なものとして展開したにもかかわらず、そこに見られる官僚機構の行動様式は、原則として施策実施の体系構築を伴わないものであったことを明らかにする。しかしながらその検証によって、そのような行動様式でのこの施策の終了が早まったことを直接に証明することはできない。そこで、類似の施策が政権交代にもかかわらず、断絶することなく継続したと見られる海外の事例での官僚機構の行動様式を検討した。タイのタクシン政権で推進された一村一品運動施策は、政権が崩壊しても容易に瓦解することなく生き延びた。そこには国と地方の政策推進の場の違いもあろう。しかし、行政において「何を行うか」いわば執行管理が、「どのように行うか」いわば運営管理に先行する行動様式によって、施策実施の体系構築を伴う施策として展開したタイに比べて、日本では逆に「どのように行うか」が先行する行動様式での施策展開であったとの違いが、大分県での政治変動による政策断絶の一つの要因として示唆できるだろう。

どのような政治の変動がどのように政策の継続に影響するかを国際比較するのは簡単ではない。政治変動を独立変数とし政策継続を従属変数とする分析が難しいなら、その因果関係があるとの前提で、その関係を左右するコントロール変数を、国際比較を視野におきながら検討できるかもしれないと考えた。この研究はそのような限られた範囲での一考察にすぎないが、さらなる比較研究の一步になると思っている。

戦後府県知事部局の組織編成：制度的環境と組織編成の「正当化」に着目して

稲垣浩（國學院大学）

近年、多くの府県において、知事直近下位に位置する組織（以下、局部組織とする）の新設や再編が進められている。このように局部組織の改革が進められるようになった理由として、府県による局部組織を「規制」していたとされる地方自治法が改正されたことや、地方分権によって縦割り行政の影響が緩和されたことが指摘されてきた。また、こうした国による制約によって画一化されてきた組織編成は、府県の「自由な発想」によって「多様性に富むもの」へと変化しているという（吉村 2006, 稲継 2006, 石原＝山之内 2011）。

しかし、こうした国による制約を強調する説明は、実際の戦後の府県における局部組織の編成状況からみて、必ずしも適切ではないと考えられる。例えば、地方自治法が改正される以前において、各府県がすべからず地方自治法に規定された名称や事務分掌のとおり組織を編成していたわけではない（今村 1984）。また、地方自治法の規定も府県間の「標準」を定めたものであって、いわゆる「必置規制」のように強制されてきたわけではない。逆に、こうした「規制」が緩和された近年においても、「土木部」が「県土整備部」になった場合等のように、異なる府県の間で類似した「改革」が行われる場合も少なくない。

森田（1987）が指摘するように、組織編成とは、政策を実施する手段、組織の効率的な管理、あるいは組織を通じた政治的な影響力の拡大等、多様な目的や視点が複雑に絡み合う過程でもある。こうした、複雑な決定過程として組織編成を捉えれば、組織は必ずしも「地域の事情に合った」「効率性の高い組織」が選択されるとは限らず、編成過程において、何が、どのように「正当化」されるかによって、組織編成は規定されることが考えられる。

こうした組織編成における「正当化」は、組織の置かれた様々な制度的な環境に規定されることが指摘されてきた。例えば、社会学的新制度論における「同型化」の議論では、構造同値にある他の主体において既に存在する組織を選択することによって、「正当化」される場合があることが指摘されてきた。また、谷畑（2003）は滋賀県での「琵琶湖環境部」の設置過程において「中央省庁統制の幻」が観察されたことを指摘しているが、これについても中央省庁が直接規制せずとも、中央省庁に配慮することによって組織編成が「正当化」されるという構造が府県に存在していたことを示していることが考えられる。

しかし、このように「正当化」の問題に着目して、府県内部における組織編成過程を明らかにする試みは、これまで必ずしも十分に行われてきたわけではない。そこで、本報告では、こうした「正当化」がどのようにして発生し、府県が組織を選択する上でどのように影響していたのかについて、具体的な過程を取り上げて記述的に分析を行う。これにより、府県における局部組織の編成を規定する構造的要因について、その一端を明らかにしていく。また、戦後における府県の編成過程を時系列的に概観し比較することにより、近年の組織編成がどのような特徴と意義を持っているのか、考えていくことにしたい。

自由公募セッション (IV)

「パネル討論：ガバナンスの創造と public/private 概念の再構築」

13:00-15:00 自由公募セッション (IV)

「パネル討論：ガバナンスの創造と public/private 概念の再構築」

コーディネータ：西田亮介(立命館大学)

パネリスト　　：生貝直人（慶應義塾大学）
山口翔（立命館大学）
松原真倫（慶應義塾大学）
菊地尚人（慶應義塾大学）

ガバナンスの創造と public/private 概念の再構築

西田亮介(立命館大学)

2009年の衆議院選挙による政権交代は、国民のあいだに「新しい政治」の実現に対する期待感を高めた。ガソリン税の暫定税率廃止や「子ども手当」「新しい公共」などがその象徴であった。これらの公約の実現によって、「失われた20年」と呼ばれる日本社会の蓄積した閉塞感の打破ができるかに思われた。ところが政権運営が幕を開けてみると、看板政策の実現不可能性が次々と明らかになった。また政府、民主党、行政は改革に向けて一枚岩になることができず、政権運営は混迷を極めた。2010年の参議院選挙では再び「ねじれ国会」となり、さらに二転三転する外交と安全保障問題の責任を負うかたちで鳩山内閣は退陣することになった。あとを継いだ菅直人内閣では「新しい政治」は鳴りを潜めることになり、2009年のマニフェストの見直しが議論されるようになった。国民の「新しい政治」に対する期待は結果的には裏切られた。

このような政治環境のもとで2011年3月11日に東日本大震災が発生した。甚大な被害が発生し、首都圏でも交通網や物流、電力配信に混乱が生じた。政治が十分な対応を行うことができたか否かは現在進行形の検証作業の結果を待たねばならないが、震災発生直後の津波によって大きく毀損した原子力発電所の緊急対応の意思決定の不透明さは、国民のあいだに政治不信を生み出した。その後の復興過程でも、政治による意思決定の遅れや重複、被災地と中央との齟齬、労働力と雇用の需給ギャップといった数多の課題が指摘されている。他方で、日本においても社会問題をビジネスやデザインといった従来なかった方法で解決する社会起業家、民間から始まった著作権運用のあらたなかたちとしてのクリエイティブ・コモンズ、政治と行政の透明化を企図するオープン・ガバメント、電子書籍普及による障害者の読書環境拡充への期待、討論による価値観の変容を中核にした新たな世論形成とその探索手法としての討論型世論調査といったような新たなガバナンスが提案されている。震災復興においても、電子媒体を使った新たな寄付や企業、NPOのユニークな取組などが各地で成果を生んでいる。このような事例の列挙は一見関連が乏しく見えるかもしれないが、民間において構想されて実装が始まったのちに、行政をも巻き込んだかたちで新しい展開が始まっているという点が共通する。

従来型統治の機能不全と、新しいガバナンスのあり方を考えるためには公私 (public/private) 概念の再構築が必要であり、そのための制度設計とリスクの検討が必要である。このような問題意識を共有しつつ、西田は政権交代において民主党が掲げた「新しい公共」の歴史と課題を、1990年代後半以後、とくに欧州各国で採用された社会民主主義の政策と比較しながら検討する。民主党の「新しい公共」はそれらを参照して構想したはずであったが、寄付税制とNPO法の改正にとどまった。これらの理由を、社会的包摂を実現するために、NPOや企業と広範な連携を行い一定の評価を得た「第三の道」(the third way)と比較しながら明らかにする。生貝は、情報通信分野における制度形成において、インターネットの持つグローバル性と技術革新の速度が、従来の一国政府による統治能力を減少させているという認識の下、企業やNGOといった民間の主体がいかなる形で制度形成を主導していくべきか、そしてそれを補完する政府や国際機構の役割はいかに変容していくべきかを論じる。山口は、これまで読書に不便を強いられてきた読書障害者が、電子書籍の普及によって、技術的にどのような読書が可能となり、何が制度的に困難な状況にあるのか、日米の比較や著作権法を踏まえた現状について整理を行い、具体的にどのような様に読書障害者の読書環境拡充をはかるのか、国会図書館をはじめとする行政の関わりも視野に入れながら検討を行う。松原は、2011年5月に行われた我が国初の本格的討論型世論調査の調査結果をもとに、民主党政権下において進められた「熟議」に関する一連の取り組みと、討論型世論調査との差異を説明する。また討論型世論調査の結果が、現実の政治過程に与えるインパクトについて、他の意見聴取手法との比較を通じて検討する。

13:00-15:00 自由公募セッション（V）「現代の主権」

報告者：野口暢子（長野県短期大学）

「長野県内の住民投票

-常設型住民投票条例の制定と公共事業を見直すための住民投票の背景と課題-

蘇俊斌（台湾中国文化大学）

「日中関係における天皇の役割」

司 会：伊藤恭彦（名古屋市立大学）

長野県内の住民投票

—常設型住民投票条例の制定と公共事業を見直すための住民投票の背景と課題—

野口暢子（長野県短期大学）

はじめに

条例に基づく住民投票の定着

近年の動向（「常設型住民投票条例」の制定、大型公共施設建設の是非を問う住民投票の実施、合併特別債を使った大規模公共事業の是非を問うための住民投票条例の直接請求）

長野県内自治体における 1990 年代から今日までの住民投票をめぐる状況

地方分権改革・財政難・住民投票

1. 1990 年代から 2010 年代の日本における住民投票の争点

< I > 迷惑施設建設の是非を問う住民投票実施の時代（1996 年～2000 年）

< II > 市町村合併の是非・選択肢を問う住民投票実施の時代（2001 年～2009 年）

< III > 大型公共施設建設の是非を問う住民投票実施の時代（2010 年～現在）

2. 常設型住民投票条例制定の動向

2000 年 12 月 愛知県高浜市「高浜市住民投票条例」の制定

「自治基本条例」・「常設型住民投票条例」の制定を公約にする首長

「常設型住民投票条例」を制定する自治体の急増

「常設型住民投票条例」の比較

木曽町・小諸市・信濃町における常設型住民投票条例をめぐる動き

3. 大型公共施設建設の是非を問う住民投票をめぐる状況

地方自治法改正の動き

2010 年以降の日本における事例

佐久市の住民投票、長野市・安曇野市の直接請求

まとめ

財政難の時代における住民投票の意義の変化

計画をなかなかやめられない行政・議会の「道具としての住民投票」

「お任せ型住民投票」の魅力

「常設型住民投票条例」制定の意義と課題

ドイツにおける住民投票制度—Mehr Demokratie e.V.の運動の意義と課題

日中関係における天皇の役割

蘇俊斌 (台湾中国文化大学)

日本国憲法の下では、天皇は国政に関する権能を持たないが、国事に関する行為を行う。また、外国の元首との親書親電の交換、外国への公式訪問、外国要人との会見、外国の国家儀式への参列などの外交に関わる行為は、憲法の規定がないものの、国の象徴としての天皇の公的行為とされている。政治家（内閣）は、天皇の公的行為を利用することによって、政治・外交の目的を達成することも少なくない。もともと、内閣の決定に基づいて天皇を動かすこと自体は、大きな問題がない。しかし、日本の天皇は「万世一系」という特殊な歴史と文化を背景に持つために、憲法の厳しい制限を受けながらも、実際には大きな社会的・政治的な影響力を持っている。すなわち、他の民主的な君主国家と異なり、国民にとって王朝交代がない「万世一系」の天皇は高い権威を持っているのである。天皇の言動は社会及び政治に大きな影響力を与える。従って、もし政治家が天皇を恣意的に敏感な政治・外交問題に巻き込んだ場合は、時に大きな論争が起こることがある。

他方、一衣帯水の関係を持つ日本と中国は、中国の台頭によって更に緊密さが増している。しかし一方で、政治または歴史に対する異なる認識、領土（尖閣諸島）及び資源の争い、などのいろいろな問題も存在している。日中両国の関係は競争と協調の時代になっている。

ところが、友好的な日中関係は単に両国を益するのみならず、この地域の繁栄と安定に繋がっている。故に、両国の指導者は日中関係を推進するために様々な方法を尽くし、時には天皇の役割を活用することもある。中でも、1992年の天皇の訪中及び2009年の特例会見は、その最も顕著な例として挙げられる。確かに、中国側の要望によって、天皇の役割を活用することは、日中関係の推進に大きな成果を収める反面、天皇の政治的中立性を損なうのではないかという疑念を払拭することはできない。

かつて日中関係正常化20周年を迎えた1992年には、天皇訪中が実現された。しかし、30周年を迎えた2002年には、小泉首相の靖国参拝のために、両国の政府間の交流は一時的に停止した。今年（2012年）、日中関係正常化40周年を迎える節目の年、中国の指導者も交代する。従って、日本政府がどのような友好的な政策を打ち出すのかが常に注目されている。とりわけ天皇または皇室外交が再び運用されるかどうかという点も重要な課題である。

自由公募セッション (VI)
「水資源問題」

13:00-15:00 自由公募セッション (VI) 「水資源問題」

報告者：遠藤崇浩（大阪府立大学）

「株井戸」の再考－現代の地下水管理政策への示唆－

佐田美香（東京大学）・浜崎宏則（総合地球環境学研究所）・片山浩之（東京大学）

「質的調査と量的調査の融合を用いた途上国における幼児の水利用実態と
水系感染症のリスク諸因子の定量的把握」

司 会：長峯純一（関西学院大学）

「株井戸」の再考－現代の地下水管理政策への示唆－

遠藤崇浩（大阪府立大学）

本研究の目的は、かつて輪中地帯に存在した「株井戸」という制度を再検討し、そこから現在の地下水管理への教訓を引き出すことである。株井戸の研究は1930年代から1960年代にかけて行われた。それら既存研究の力点は株井戸の仕組みの解明そのものに置かれており、そこから地下水管理に係る政策上の示唆を引き出すという作業は全くと言っていいほど行われていない。そこで本研究は株井戸を政策研究視点から改めて分析する。

19世紀初頭から半ばにかけて、現在の東海地方にひろがる輪中地帯で、自噴井を用いた灌漑が急速に発達した。それは水の安定利用に寄与したが、他方で同一輪中の低地に農業排水を集める結果となり、輪中内部の比較的高地にある村々（上郷）と比較低地にある村々（下郷）で排水（悪水）をめぐる争いをもたらした。

株井戸とはこの排水被害をめぐる上郷と下郷の利害調整を目的とした水利慣行である。この仕組みの柱は、「掘り抜き井戸の数の制限」と「上郷から下郷への経済補償（水腐手当）」である。上郷側は井戸を所有するには下郷の許可を得て井戸株を持たねばならず、この本数に応じて運上金を下郷側に払った。これらの資金は下郷の排水樋門の強化に用いられた。

理論的な見地に立てば、株井戸は地下水の過剰採取（あるいは過剰排水）をめぐる外部不経済を当事者間の私的交渉によって解決を試みた取り組みであり、「コースの定理」の一事例と位置づけられる。その私的交渉のプロセスは①モニタリング、②見様（みためし）、③ルール作り、④ルールの執行に分類される。

この一連の流れの中で、現在の地下水管理政策にも重要と思われる論点が見られる。それらはイ、地下水管理の基礎として第三者によるモニタリングが重要であること、ロ、水利紛争の解決を進める上で、「争点の連結化」が有効な手段になること、ハ、排水課徴金制度が地下水採取規制の手段として効果を持つこと、ニ、課徴金を目的税化・基金化することで政策の一貫性を担保できること、である。

株井戸の発足に当たり輪中住民が直面した問題とは、潜在的あるいは既存の地下水利用者が多数存在し、しかも技術的制約がある中で、いかに利用者数・利用量を制限し、それをどのように制度的に担保していくのかという課題である。これは地盤沈下や地下水汚染といった、すぐれて現代的な地下水問題にも共通する問題構造であり、株井戸は百数十年の時を越えて今なお多くの教訓を与える事例といえる。

キーワード：株井戸、地下水、共有資源（コモンズ）、コースの定理

質的調査と量的調査の融合を用いた途上国における幼児の水利用実態と 水系感染症のリスク諸因子の定量的把握

佐田美香 (東京大学)

浜崎宏則 (総合地球環境学研究所)

片山浩之 (東京大学)

・研究の目的

定量的微生物リスクアセスメント(Quantitative Microbial Risk Assessment: QMRA)のリスクの特定には通常アンケートを用いる。このアンケートにおいて、平山(2000)の統合的アプローチを参考に、質的調査と量的調査の融合を試み、網羅性と客観性を向上させた。このアンケートを用いて病原微生物の特定及び感染経路と曝露量をより客観的かつ定量的に把握しQMRAのための諸定数を設定した。本研究は、これまでの特定の病原微生物を対象とした調査(橋本 2011 等)もしくは経済学的調査(P. Hunter, 2009)とは異なり、社会調査に基づく実態をベースとして、幼児での包括的な水系感染状況の把握を目指したものである。

・研究の方法

水利用実態、病原性微生物の曝露評価を含む水系感染を中心とした QMRA のためのリスク因子及び対象地域における当事者のリスク認識を評価する手法として、対面法アンケートを行った。ハイリスク群幼児を対象を絞り、聞き取り対象をフエ省フエ市近郊農村に在住する幼児をもつ母親等のケアテイカーとした。

質的調査フォーカストグループインタビュー (Focused Group Interview, FGI) と、インタビュー結果へのグラウンデッドセオリーアプローチ(Grounded Theory Approach, GTA)のオープンコーディングとをアンケートの設計に採用した。アンケート作成に先立ち母親及び看護婦各 10 名を対象として FGI を行った。水利用の実態と、感染症を中心とした幼児の健康リスクの認識、幼児の水利用状況及び衛生行動、子供への指示・教育を含めた保護者の衛生行動とその認識、水系感染症の罹患状況の聞き取りを行った。質的調査の結果に対し、才木 (2008) を援用し、オープンコーディングに準じてディメンジョン・プロパティの抽出、整理を行い、アンケート項目と選択肢を作成し ODA 専門家や NGO 活動家のヒアリングで補完した。ベトナムフエ省フエ市近郊の 4 村で各 25 世帯計 100 世帯を対象に多項目選択式アンケート票を用いた対面式ヒアリングアンケートを行った。

・研究の結果

FGI より、下痢症に加え、皮膚疾患、結膜炎、water-washed disease と water based disease も水系感染症と認識されていた。看護師等は、泌尿器 (及び女性の外性器) 感染症も水系感染で課題としていた。母親等ケアテイカーは、軽症の罹患状況も把握していた。

アンケートでは、経口感染、water-washed disease を含む経皮感染・眼科疾患、軽症も含めた下痢症の罹患状況、乾期・雨期・洪水時の水曝露及び水利用の状況についての把握に重点を置き、眼科疾患、泌尿器系等の疾患についても把握できた。従前把握しづらいとされた幼児下痢症の通院判断の基準は下痢が 1 回/1-2 時間と熱・嘔吐が最多数であった。多項目選択式にもかかわらず「その他」の回答が非常に少なく、データの信頼性の向上が図れた。洪水時には糞便汚染された洪水水との接触によりリスクが上昇するにもかかわらず、水の供給が制限され水浴頻度が低下すること、眼科疾患が増加し手から眼の接触が重要なことが半明した。

幼児を対象とした調査は、不確実性や情報入手性のため少なかつたが、本研究は、幼児の世話をする母親や看護師を調査対象とした点で新しく、意義のあるものである。

なお、本研究は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合研究機構 (NEDO) の委託事業の成果を活用した。

自由公募セッション (VII)

「パネル討論：ガバナンス論の新展開—制度論とネットワーク論の交差」

13:00-15:00 自由公募セッション (VII)

「パネル討論：ガバナンス論の新展開—制度論とネットワーク論の交差」

報告者：山本啓（山梨学院大学）

「制度論とネットワーク論の交差による新公共ガバナンスの展望」

風間規男（同志社大）

「制度論と政策ネットワーク論」

堀雅晴（立命館大）

「民主的ガバナンス・ネットワーク論のマルチ理論アプローチ」

討論者：今里佳奈子（愛知大）

司 会：山本啓（山梨学院大学）

制度論とネットワーク論の交差による新公共ガバナンスの展望

山本啓 (山梨学院大学)

ガバナンスというアンブレラ・タームは、グローバル、リージョナル (リージョン 1)、ナショナル、リージョナル (リージョン 2)、ローカルというマクロ・レベルからミクロ・レベルまであらゆるレベルにおける政治現象に利害関心をもつステイクホルダー、すなわち行為主体 (アクター) がガバニング (統治という行為) をおこなっていく、あるいはガバニングに関与していくことを意味する総称である。各レベルに応じて、公共セクター (国際機関、国民国家)、民間営利セクター (多国籍企業、私企業)、民間非営利セクター (NGO/NPO、コミュニティ組織) が、それぞれガバナー (統治者) として登場し、公民パートナーシップ (PPPs) をかたちづくることになる。これらすべてを包括的にあつかうことはできない。そこで、国民国家の枠組みをこえたトランスナショナル・レベルのガバナンスと、国民国家の枠内のナショナル、ローカルの両レベルのガバナンスを分けてとらえることになる。本セッションでは、後者のナショナル・レベルとローカル・レベルにおけるガバナンスに焦点をあて、制度論とネットワーク論がどのような機能を遂行しているのかについて理論的な比較考察をおこない、討議を深化させていくことに限定する。

ナショナル・レベルのガバナンスについては、「ガバメント (政府) の内外における多様なセクターと多様なアクターのあいだのコー・ガバナンス (協治・共治)」が、大きな論点となる。政治の課題は、ますます多様化しており、政治領域や政治的アクターの相互依存と相関性もますます増大している。それに対処するための政策過程もまた、政策領域や制度的な枠組みの変化に対応して多様化している。伝統的な政策過程論や政治的リーダーシップ論では、主として政府セクターや官僚制など公的な国家アクターが法制度的な手続きを媒介にして制御とコントロールをおこなっていくトップダウン型の政策過程が主体であると考えられてきた。現在でも、こうした前提に立って、「ニュー・ウェーバー主義」について語り、それへの回帰を強調する論者たちもいる。だが、公共セクターのレベルに限定して、ガバナンスについて語ることは、もはや不可能になっている。

実際、「修正バージョンの新制度論」(山本)といわれるガイ・ピーターズやヨン・ピーレたちも、多様な利害関心をもった多様な社会的・政治的アクターが広範なアイディア、ルール、資源を動員し、交換し、配置していくことによって、共通の目的を定式化し、促進し、達成していくために相互行為をおこなう複雑な過程を意味するものであるとする、「相互作用ガバナンス」(interactive governance) を唱えはじめている。彼らがいうように、ガバナンスという概念は、あいかわらず国家や政府が経済や社会にたいして制御とコントロールをおこなっていくという側面を含みもっているが、伝統的なガバニングの形態とは異なったルートを媒介にして対処し、公共の両セクターによる協働、すなわちコー・ガバナンスに依拠しなければ、東日本大震災と福島第一原発事故がまさにわれわれに突きつけたように、多様で複雑な政治過程と政策過程に対応することはできない。

彼らがいうように、ナショナル・レベルにおいては、コアとなる政府をもたないグローバル・レベルとは異なって、「ガバメントぬきのガバナンス」(governance without government) について語っていくのは、まったく現実性がないといえる。だが、彼らは、国家や政府などの公共セクターが、決定形成に

自由公募セッション (VII)

「パネル討論：ガバナンス論の新展開—制度論とネットワーク論の交差」

関わるさまざまなアクターのうちの一つにすぎないということになってしまうのではないかと警戒する。もちろん、「相互作用ガバナンス」においても、中央政府や官僚制など公共セクターというアクターが、アジェンダを確定し、政策を決定していくうえで重要な役割を果たしているのは事実であり、その機能を否定することはできない。けれども、各国において地方分権化が促進され、地方レベルからのボトムアップを政策過程にビルトインしなければ、なにごとにも決定し、実行することができないという現実を直視しなければならない。日本の場合には、地方主権と地方分権を足して二で割った「地域主権」というタームが一人歩きし、「新しい公共」というタームとあいまって、政府間関係についても、公民パートナーシップについても、曖昧なままに推移している。しかしながら、原発事故、円高対策のための単独介入、年金と福祉の一体改革、消費税の増税といった一国の近未来を決定づけていくイシューをめぐる日本の公共セクターというアクターの対応と行動が示しているのは、主要な政策を決定していく役割そのものが機能不全に陥っているという現実である。したがって、ナショナル・レベルにおける政府が機能不全に陥っている現実を直視するならば、この現象を「国家の空洞化」というタームで表現せざるをえない。

政策ネットワークは、制度を媒介にした政策形成、政策遂行、政策評価の複合的な政策過程を意味している。この場合、ピーターズがいうように、ガバメント（政府）とそのエージェンシーのあいだでネットワーク・マネジメントがおこなわれ、これを「相互作用ガバナンス」というのであれば、政府からエージェンシーにたいする直接的なコントロールから間接的なコントロールに変化したというだけにすぎなくなる。この構図においては、政府とそのエージェンシーのあいだで「相互作用ガバナンス」がおこなわれ、互いにメタ・ガバナンスの提供と構造転換の方向づけをおこなっていき、その一方で、エージェンシーと公共セクター以外の組織（民間セクター）とのあいだで水平的な調整がおこなわれていくとされる。ピーターズは、これをネットワーク・マネジメントであるとはいわないが、これもまたネットワーク・マネジメントであるといわなければならない。

そこで、ロデリック・ローズが提唱してきたように、ネットワークを公共セクターというハイアラキー内において遂行される垂直的な政策ネットワークと、公共セクターというハイアラキー外のアクターのあいだで形成される水平的な「争点ネットワーク」とを分けてとらえたうえで、ボトムアップのかたちでおこなわれるアドボカシーの過程とを媒介していく「連携ガバナンス」(joined-up governance) をビルトインしなければならないということになる。

本報告においては、こうした点について焦点を当てて、議論をおこなっていく。

制度論と政策ネットワーク論

風間規男 (同志社大学)

1. 政策ネットワーク論の概要

(1) 政策ネットワークとは何か？

政策コミュニティとイシューネットワーク／アングロサクソン型とドイツ型
ある政策領域において官民のアクターが自主的に資源を持ち寄る関係性

(2) 政策ネットワーク論の特徴Ⅰ—ネットワークであること—

資源の相互依存関係／水平的調整ゲーム／官民のアクターにより構成
規範論としての側面／民主主義論

(3) 政策ネットワーク論の特徴Ⅱ—「政策」ネットワークであること—

政策の形成・実施の場／ガバナンスネットワークとの異同

(4) 政策ネットワーク論の特徴Ⅲ—分析ツールであること—

概念レンズ／ネットワーク構造の分析が中心／凝集性の程度

2. 政策ネットワーク論と新制度論の交錯

(1) 新制度論による政策ネットワーク論批判

古い新制度論による批判／新制度論の特徴

(2) 相互作用に影響を及ぼす制度としての政策ネットワーク

政策ネットワークそのものが「制度」である。

マーチ&オルセンの議論／組織＝制度／ネットワークのアウトカムと制度

※政策領域における相互作用に政策ネットワークがどのように影響を及ぼすか？

(3) ルールの形成に政策ネットワークが及ぼす影響

政策ネットワークは、ルールの集合としての「制度」が形成される「場」である。

E・オーストロムの制度論／制度形成の理論／制度変更の理論

※政策領域におけるルールの集積に政策ネットワークがどのように影響を及ぼすか？

(4) メタガバナンス／ネットワーク管理の一手段としての「制度」

メタガバナンス論 ジェソップ／ソレンセン&トルフィnk／クワイマン

ネットワーク管理論 クライン他

その主体と方法をめぐって … 国家（政府）の復権←→自己組織性の理論

3. 政策ネットワーク論の分析枠組み

(1) ネットワークの構造

ネットワークの構成主体の特定 ex)原子カムラ 吉岡斉／開沼博

資源依存関係の解明／ネットワーク内の配置の解明（コアと周辺）

(2) 政策ネットワークの形成

・政策価値の存在（共有されている価値） ・偶然の要素（経路依存性）

・基本法（権限配分／ゲームのルール）

(3) 政策ネットワークと政策レジームのダイナミクス

環境との相互作用・アクター間の相互作用→プログラムの集積

→解釈コミュニティ・非公式ルールの形成→ネットワークのアウトカムに影響

→再帰的にプログラムの変更・形成右やアクター間の関係性に影響

相互作用に基づくメタガバナンス→相互学習のプロセス

民主的ガバナンス・ネットワーク論のマルチ理論アプローチ

堀雅晴 (立命館大学)

本報告は、当セッションの組織者である山本啓会員の提起する、制度とネットワークの相関性の論点探究による「新公共ガバナンスの展望」について、報告者がこれまでに公表してきた諸論考をもとに、その展望づくりに微力ながら参画することである。

ここで「展望」を語る際に重要なことは、第一にアカデミックで現在のところ語られているガバナンスの議論動向をどのようにみておくべきかであろう。第二にアカデミックだけではなく、様々な現実的課題に日々直面しているプラクティショナーらの（公共・民間部門の意思決定者）の問題関心が、どこにあるのかということであろう。

前者については、2種類の言説が併存している (Palumbo2010)。最初に登場した言説では、ガバナンスを、ハイアラーキーと市場の代替案として考える支配的な見解（「ガバメント無きガバナンス」）である。もうひとつの言説はこうした見解に異議を唱える次世代の見解（「ガバメント並びにガバナンス」）であり、ポスト民主主義的秩序の構築化への試みというものである。後者については、ますます増大する社会的な断片化・複雑性・ダイナミクスによって突きつけられた挑戦状に対する最適な回答として、相互作用型のガバナンス・ネットワークに大いに期待が寄せられているという。

本報告は次世代の研究者の中で、この「展望」を積極的に語っている E.Sørensen と J. Torfing (デンマーク王国ロスキレ大学) に注目したい。なぜならば、ふたりが相互依存理論・ガバナビリティ理論・統合化理論・ガバメンタリティ理論を使ったマルチ理論アプローチによって、「ダイナミクス論」「機能不全（失敗）論」「メタガバナンス論」「民主的ネットワーク・ガバナンス論」の諸側面から成るガバナンス・ネットワーク論を詳細に議論し、その内容を豊富化しているからである。

堀 雅晴(2011a)「ガバナンス論の到達点：ガバナンス研究の回顧と展望をめぐって」新川達郎編『公的ガバナンスの動態研究』ミネルヴァ書房

——(2011b)「民主的ガバナンス・ネットワーク論：Eva Sørensen & Jacob Torfing のマルチ理論アプローチの場合」『立命館法学』第 333・334 号（勤務校 HP で PDF 提供）

——(2007)「ガバナンス論の現在」同志社大学人文科学研究所編『（人文研ブックレット）公的ガバナンスの動態に関する研究』同志社大学人文科学研究所

——(2006)「リサーチ行政学・地方自治論」大塚桂編『日本の政治学』法律文化社

——(2002)「ガバナンス論争の新展開」安本典夫・中谷義和編著『グローバル化と現代国家』御茶ノ水書房

Palumbo, A. (2010) , ‘Governance: Meanings, Themes, Narratives and Questions,’ in R. and Palumbo, A.(eds.) (2010) , *From Government to Governance*, Ashgate.

Sørensen, Eva and Jacob Torfing (2007) (eds.), *Theories of Democratic Network Governance*, Palgrave Macmillan.

共通テーマ（Ⅲ）

「財政問題—民主主義と財政コントロール、福祉国家モデルは持続可能か—」

15:15-17:30 共通テーマ（Ⅲ）

「財政問題—民主主義と財政コントロール、福祉国家モデルは持続可能か—」

コーディネータ：松原聡（東洋大学）

パネリスト：飯尾潤（政策研究大学院大学）

松井孝治（参議院議員） 他

事務局案内

2012年度日本公共政策学会研究大会開催校実行委員会

研究大会実行委員長 宮脇昇

研究大会実行委員 鵜養幸雄（研究大会実行委員会副委員長）、小幡範雄（政策科学部教授）、勝村誠（政策科学部教授）、式王美子（政策科学部准教授）、善教将大（政策科学部非常勤講師）、孫京美（政策科学部助教）、高村学人（政策科学部准教授）、玉井雅隆（政策科学部非常勤講師、研究大会実行委員会副委員長）、辻由希（政策科学部助教）、西出崇（政策科学部講師）、宮浦崇（教育開発推進機構講師）、森道哉（公務研究科准教授）、山口翔（R-GIRO PD 学会幹事）

長峯純一（関西学院大学、学会副会長）

開催校連絡先

〒603-8577

京都府京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学政策科学部 宮脇昇研究室

TEL 075-466-3098（Fax 同）

e-mail : miyawaki@sps.ritsumeai.ac.jp

日本公共政策学会事務局

〒112-8606

東京都文京区白山 5-28-20

東洋大学経済学部松原聡研究室

Fax:03-3945-7415

e-mail : jimukyoku@ppsa.jp

この大会案内、レジュメ集は2012年4月21日時点の情報に基づいて作成されております。細心の注意を払っておりますが、万が一誤字・脱字などございましたらお申し出ください。



立命館大学朱雀キャンパス
〒604-8520 京都市中京区西ノ京朱雀町1

2012年6月16日(土)

日時	教室(予定)	セッション分類	セッションタイトル・備考
9:30-11:30	大講義室	共通テーマⅠ	震災復興政策—中間総括と今後の課題
11:40-12:00	大講義室	総会Ⅰ	
12:00-13:00	B02、B03	理事会	
13:00-15:00	大講義室	共通テーマⅡ	これからの大都市行政のあり方 —制度と経営の視点から—
15:15-17:30	301	テーマセッションⅠ	これからの公共事業 —地域/自治体発のダム政策の見直し
	308	テーマセッションⅡ	ウソと公共政策—なぜウソがまかり通るのか
	303	自由公募セッションⅠ	ガバナンス時代の政策実施
	307	自由公募セッションⅡ	行政制度
	304	自由公募セッションⅢ	公共政策と情報
18:00-18:30	大講義室	総会Ⅱ	
19:00-20:30	Tawawa	懇親会	朱雀キャンパス7階、会費4000円

2012年6月17日(日)

日時	教室(予定)	セッション分類	セッションタイトル
9:30-11:30	303	若手報告セッションⅠ	公共政策とそのダイナミズム
	304	若手報告セッションⅡ	都市計画・開発計画
	301	若手報告セッションⅢ	中央行政メカニズム
	307	若手報告セッションⅣ	政策と制度
11:45-12:45	B02、B03	理事会(予定)	
13:00-15:00	308	テーマセッションⅢ (パネル討論)	良好な住宅ストックの形成・流通のための公共政策
	301	テーマセッションⅣ	比較の中の地方自治
	307	自由公募セッションⅣ (パネル討論)	ガバナンスの創造と public/private 概念の再構築
	303	自由公募セッションⅤ	現代の主権
	304	自由公募セッションⅥ	水資源問題
	多目的室1+2	自由公募セッションⅦ (パネル討論)	ガバナンス論の新展開 —制度論とネットワーク論の交差
	15:15-17:30	大講義室	共通テーマⅢ